

福 祉



新型コロナウイルスワクチン集団接種（大垣市民会館）

内 容

生活保護	国民健康保険	老人福祉センター
障がい福祉	国民年金	かわなみ作業所
育英資金	保健センター	総合福祉会館
社会福祉法人監査	柿の木荘	中川ふれあいセンター
高齢福祉	牧野華園	社会福祉事業団
福祉医療制度	養老華園	社会福祉協議会
後期高齢者医療制度	デイサービスセンター	シルバー人材センター
介護保険	ケアハウスお勝山	

生活保護

昭和 25 年に制定された生活保護法は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する世帯に対し、困窮の程度に応じて必要な経済給付を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図る目的で運用されている。大垣市における令和 3 年 4 月 1 日現在の生活保護受給者は、522 世帯 625 人で、扶助費の内訳は医療扶助費が約 53%、生活扶助費が約 31%を占めている。

1. 保護の実施体制

被保護世帯に対しては、生活状況や傷病の状況を的確に把握し、指導・援助するとともに、民生委員の協力や在宅介護サービスの利用、県の生活保護受給者等就労支援事業や他法の積極的活用により、被保護世帯の自立を支援している。

2. 保護の実施状況

(1) 生活保護世帯数（推移）

（各年 4 月 1 日現在）

区分 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
高齢者世帯	356	339	349	342	344
母子世帯	13	13	16	12	8
傷病者世帯	61	53	47	48	45
障がい者世帯	71	78	80	82	89
その他の世帯	53	52	46	35	36
計	554	535	538	519	522

(2) 被保護者人員及び保護率

（各年 4 月 1 日現在）

区分 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
生活保護 人数	687	650	660	631	625
保護率(%)	0.43	0.40	0.41	0.39	0.39

3. 生活保護費支給状況

(単位：千円)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
生活扶助	362,585	344,485	321,929	315,593	294,531
住宅扶助	142,958	138,764	133,742	132,158	127,014
教育扶助	3,091	2,396	2,346	1,912	1,325
介護扶助	29,885	31,648	21,890	20,705	23,678
医療扶助	488,968	558,829	528,376	481,194	509,312
出産扶助	0	0	0	40	0
生業扶助	1,024	1,082	1,111	491	273
葬祭扶助	958	1,027	581	428	321
進学準備給付金	0	0	0	0	300
施設事務費	0	0	0	0	574
就労自立給付金	0	45	74	135	49
合 計	1,029,469	1,078,276	1,010,049	952,656	957,377

4. 中国残留邦人支援給付

中国残留邦人等自立支援法に基づき、平成20年4月1日から実施されている制度で、中国残留邦人及び樺太残留邦人の方が老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が図れない場合、安心して老後の生活を送っていただけるよう、その中国残留邦人等の方々及びその配偶者の方に支給される。

令和2年度 支援給付費 合計	19,738 千円
----------------	-----------

5. 民生委員

- (1) 定 数 359 人 (含主任児童委員 38 人)
- (2) 現 在 数 359 人
- (3) 受け持ち世帯数 170～360 世帯 (民生委員 1 人あたり)
- (4) 任 期 令和元年12月1日～令和4年11月30日

障 がい 福 祉

1. 障害者福祉年金支給状況（令和2年度実績）

※市民税非課税世帯が対象。

区 分	支 給 人 員	支 給 額
身障1・2級、療育A・A1・A2、 精神1級（年額 20,900 円）	前 期	1,630 人
	後 期	1,533 人
身障3級、療育B1、精神2級 （年額 14,200 円）	前 期	1,122 人
	後 期	1,057 人
身障4級（年額 5,200 円）	前 期	453 人
	後 期	412 人
合 計（延）	6,207 人	47,598,999 円

2. 生活環境料金助成

身体障害者手帳1～3級または療育手帳A・A1・A2・B1の方がいる世帯の水道料金等について次に示す額を助成する。ただし、市民税非課税世帯が対象。

・水道料金	・・・メーター口径13ミリの基本料金	770 円	
・下水道料金	・・・下水道条例に定める基本料金	1,280 円	（上石津地域は2,480円）
・簡易水道料金	・・・1か月についての基本料金	710 円	（上石津地域のみ）
・し尿汲取料金	・・・1か月あたりの限度額	840 円	

※一部上記金額と異なる場合あり。

（令和2年度実績）

区 分	支 給 人 員	支 給 額
身体障がい者世帯	前 期	417 人
	後 期	448 人
知的障がい者世帯	前 期	48 人
	後 期	49 人
合 計（延）	962 人	12,103,872 円

3. リフトタクシー料金助成

車いす使用者や寝たきりの方が、車いすや寝たまま移動できるリフトタクシーを利用する際に料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び日常生活の利便を図る。

リフトタクシー料金と中型タクシー料金との差額を利用一回につき、5,000円を限度として助成。

（令和2年度実績）

利 用 件 数	助 成 額
1,505 件	5,102,270 円

4. 障がい者（児）のための在宅サービス

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、自宅での入浴、排せつ、食事の介護や、洗濯、掃除、日用品の買い物などを行う。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、常時支援を要する方に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、移動支援などを総合的に行う。
③ 行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
④ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、外出支援を行う。

○ 訪問系サービスの利用状況（令和2年度実績）

区 分		利用実 人 員 (人)	利用延 時間数 (時間)	算 定 額 (円)	利用者 負担額 (円)	給 付 額 (円)
身体障 がい者分	居 宅 介 護	69	11,937.75	46,391,078	623,264	45,767,814
	重度訪問介護	6	17,783.00	50,652,805	223,200	50,429,605
	同 行 援 護	25	3,029.00	7,492,773	44,256	7,448,517
	合 計	100	32,749.75	104,536,656	890,720	103,645,936
知的障 がい者分	居 宅 介 護	49	6,265.75	25,085,124	348,960	24,736,164
	行 動 援 護	13	3,757.00	13,894,929	0	13,894,929
	合 計	62	10,022.75	38,980,053	348,960	38,631,093
精神障 がい者分	居 宅 介 護	52	5,566.50	15,365,778	109,933	15,255,845
	合 計	52	5,566.50	15,365,778	109,933	15,255,845
障がい 児分	居 宅 介 護	1	60.00	205,221	20,520	184,701
	行 動 援 護	1	24.00	90,978	9,096	81,882
	合 計	2	84.00	296,199	29,616	266,583
難病分	居 宅 介 護	0	0.00	0	0	0
	合 計	0	0.00	0	0	0

(2) 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、施設において、自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、創作的活動、機能訓練等のサービスを行う。

○ 生活介護サービスの利用状況（令和2年度実績）

区 分	利用実 人員 (人)	利用延 日数 (日)	算 定 額 (円)	利用者 負担額 (円)	給 付 額 (円)
身体障がい者分	72	14,315	189,164,109	71,233	189,092,876
知的障がい者分	318	72,210	752,223,480	105,249	752,118,231
精神障がい者分	1	51	531,108	0	531,108
合 計	391	86,576	941,918,697	176,482	941,742,215

(3) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う方が病気等により障がい者（児）等を一時的に介護できない場合、施設に一時的に入所させ、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

○ 短期入所サービスの利用状況（令和2年度実績）

区 分	利用実 人員 (人)	利用延 日数 (日)	算 定 額 (円)	利用者 負担額 (円)	給 付 額 (円)
身体障がい者分	20	828	9,704,246	0	9,704,246
知的障がい者分	56	3,147	23,644,481	0	23,644,481
障がい児分	10	395	4,485,676	260,501	4,225,175
合 計	86	4,370	37,834,403	260,501	37,573,902

(4) 地域生活支援事業

① 移動支援事業	屋外での移動が困難な方に、地域における自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行う。
② 日中一時支援事業	日常的に介護を行う保護者等の一時的な休息や就労支援のため、障がい者（児）等を施設等で一時的に預かり、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行う。

○ 移動支援事業の利用状況（令和2年度実績）

区 分	利用実 人員 (人)	利用延 時間数 (時間)	算 定 額 (円)	利用者 負担額 (円)	給 付 額 (円)
身体障がい者分	16	2,332.00	6,605,599	97,578	6,508,021
知的障がい者分	53	4,084.50	10,673,049	26,803	10,646,246
精神障がい者分	4	67.50	120,025	0	120,025
障がい児分	5	103.50	304,383	10,729	293,654
合 計	78	6,587.50	17,703,056	135,110	17,567,946

○ 日中一時支援事業の利用状況（令和2年度実績）

区 分	利用実 人 員 (人)	利用延 日 数 (日)	算 定 額 (円)	利用者 負担額 (円)	給 付 額 (円)
身体障がい者分	15	391.50	3,495,190	44,988	3,450,202
知的障がい者分	49	1,237.75	10,210,150	0	10,210,150
精神障がい者分	2	40.00	327,360	0	327,360
障がい児分	1	3.25	25,300	0	25,300
合 計	67	1,672.50	14,058,000	44,988	14,013,012

5. 障害児福祉手当

在宅で身体的・精神的障がいのため、特別な介護を要する20歳未満の者に支給する。
所定の認定診断書が必要で、本人及び扶養義務者の所得が一定以下であるもの。

年 度	月 額 (円)	受給者数 (人)	所要額 (円)
令 和 元 年 度	14,790	82	13,245,350
令 和 2 年 度	14,880	74	12,694,650

6. 特別障害者手当

在宅で身体的・精神的障がいのため、常時特別な介護を要する20歳以上の者に支給する。
所定の認定診断書が必要で、本人及び扶養義務者の所得が一定以下であるもの。

年 度	月 額 (円)	受給者数 (人)	所要額 (円)
令 和 元 年 度	27,200	217	63,163,460
令 和 2 年 度	27,350	209	63,340,300

7. 身体障害者福祉費支給状況（令和2年度実績）

制 度 名	主なもの	件 数 (件)	支給金額 (円)
身体障害者（児） 補装具費支給	車いす、補聴器等	231	22,818,635
身体障害者（児） 日常生活用具費支給	視覚障がい者用拡大読書器、電気 式たん吸引器、ストマ用装具等	4,420	44,795,975
自立支援医療費 （更生医療）支給	人工関節置換術、慢性血液透析療 法、抗H I V療法等	1,608	104,975,570
自立支援医療費 （育成医療）支給	歯科矯正、斜視手術等	82	897,791

8. 施設入所支援利用状況（令和2年度実績）

区 分	施設数	利 用 者		算定額 (円)	利用者 負担額 (円)	特定障害者 特別給付費 (円)	給付額 (特定給付含) (円)
		実人員 (人)	延日数 (日)				
市内	2	33	11,531	63,453,300	0	3,594,751	67,048,051
市外	26	98	34,396	150,256,048	0	10,748,382	161,004,430
合計	28	131	45,927	213,709,348	0	14,343,133	228,052,481

9. 相談支援利用状況（令和2年度実績）

区 分	相談支援事業所名	相談支援件数
身体障がい者	大垣障害者生活支援センター（大垣市社会福祉協議会）	1,243
知的障がい者	大垣市柿の木荘（大垣市社会福祉事業団）	176
	相談支援事業所ゆう（あゆみの家）	153
精神障がい者	せせらぎ（静風会）	818
	グリーンヒル（楽山・杜の会）	150
就労相談支援	大垣市障がい者就労支援センター（大垣市社会福祉協議会）	1,826
合 計		4,366

育英資金

1. 育英資金の概要

学資の支弁が困難な生計状態にあるため修学困難な者に対し、奨学助成金を交付し、及び奨学資金を貸し付け、もって英才を育成することを目的とする。

(1) 貸付け及び助成資格

- ・市内に6か月以上居住し、かつ、本人又は本人の生計を維持する者が引き続き居住すること。
- ・学校教育法に規定する大学(大学院及び短期大学を含み、専攻科及び別科を除く)、高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。)又は専修学校(修業年限が2年以上の専門課程に限る。)に入学が決定し、又は在学していること。
- ・学業成績が優秀であること。
- ・修学に堪え得る健康状態であること。
- ・経済的理由により学資の支弁が困難な状態にあること。

(2) 貸付け・助成金額及び償還金額(月額)

区分	金額	償還金額
貸付	22,500円	22,500円
助成	2,500円	(不要)

(3) 育英資金貸付状況(令和2年度)

区分	種別	継続		新規		合計	
		人員	金額(円)	人員	金額(円)	人員	金額(円)
短大	貸付	0	0	0	0	0	0
	助成		0		0		0
	計		0		0		0
大学	貸付	21	5,670,000	1	270,000	22	5,940,000
	助成		630,000		30,000		660,000
	計		6,300,000		300,000		6,600,000
大学院	貸付	0	0	0	0	0	0
	助成		0		0		0
	計		0		0		0
専修学校 (専門課程)	貸付	1	270,000	0	0	1	270,000
	助成		30,000		0		30,000
	計		300,000		0		300,000
計	貸付	22	5,940,000	1	270,000	23	6,210,000
	助成		660,000		30,000		690,000
	計		6,600,000		300,000		6,900,000

社会福祉法人監査

1. 概要

平成 25 年 4 月 1 日付け社会福祉法の改正により、主たる事務所が本市の区域内にある社会福祉法人で、その法人が行う事業が本市の区域を越えないものの所轄庁が、岐阜県から本市に移管されたことに伴い、社会福祉法人の指導監督に係る業務等を本市が行うもの。

(1) 主な業務

- ・社会福祉法人の定款認可（設立認可）
- ・社会福祉法人の定款変更の認可及び届出
- ・社会福祉法人の一般的監督（指導監査）
- ・社会福祉法人の基本財産処分の承認
- ・社会福祉法人の基本財産担保提供の承認

(2) 所轄する社会福祉法人

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

高齢福祉関連（特別養護老人ホーム等）	7 法人
障がい福祉関連（就労継続支援事業所等）	3 法人
児童福祉関連（保育所等）	7 法人
その他（社会福祉協議会、社会福祉事業団）	2 法人
合 計	19 法人

2. 事業実績（令和 2 年度）

社会福祉法人の解散認可	1 法人
社会福祉法人の定款変更の認可及び届出	3 法人
社会福祉法人の一般的監督（指導監査）	7 法人
社会福祉法人の基本財産処分の承認	1 法人

高 齢 福 祉

1. 敬老祝金支給事業

77歳、88歳、100歳（年齢算定は、100歳を除き9月15日現在）の方で、9月1日（100歳については誕生日の属する月の初日）現在で市内に住民登録があり、かつ9月15日現在で1年以上居住している方を対象とします。77歳（喜寿）の方には5,000円、88歳（米寿）の方には10,000円、100歳（百寿）の方には50,000円の祝金を、敬老の日頃（100歳の方については誕生月）に支給します。

2. 金婚祝金支給事業

12月31日現在で婚姻後50年に達する夫婦が9月1日現在、市内に住民登録があり、かつ9月15日現在で1年以上居住している夫婦に10,000円を敬老の日頃に支給します。（令和2年度支給実績 577組 5,770千円）

3. 老人クラブの育成事業

高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉増進に資することを目的として結成が推進され、令和3年4月1日現在、市内で171クラブが活動しています。

おおむね60歳以上が会員で、会員数100人以上のクラブに年間70,000円、50人以上100人未満のクラブに年間60,000円、30人以上50人未満のクラブに年間40,000円、また30人未満のクラブに年間25,000円を助成しています。

（30人以上：国庫補助対象、30人未満：市単独補助）

(1) クラブ数	171クラブ:会員数9,718人(加入率18.2%)
(2) 令和2年度助成額	単位クラブ 9,745千円
	連合会 7,200千円

4. ひとり暮らし高齢者等見守りほっとライン事業

ひとり暮らし高齢者等に緊急通報用機器を貸与し、定期的な安否確認や健康相談等が可能な体制を整備するとともに、家庭内での急病や事故等の緊急時の連絡・支援体制を整備します。

令和2年度末緊急通報用機器の設置数	833台(身体障がい者3台分含む)
-------------------	-------------------

5. 福祉用具設置状況

種別 \ 区分	ひとり暮らし高齢者台帳登録者 (令和3年3月31日現在)	令和2年度の 設備取付数
消火器	2,834人	72本
ガス漏れ警報器		56台
火災警報器		77台

6. 生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定等で非該当(自立)又は要支援と認定された65歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち、基本的な生活習慣等の社会適応力に不安があり、一時的に養護する必要がある場合に、大垣市養老華園での短期間の宿泊により、日常生活に対する指導・支援を行い、基本的な生活習慣等の確立を図ります。(期間1か月に7日以内)

7. 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身の障がい、傷病等の理由で寝具の衛生管理が困難な方に対して、保健衛生の向上のため、布団と毛布の水洗い及び消毒乾燥を行います。(年2回)

令和2年度実利用者数	延利用回数
17人	26回

8. 食の自立支援事業(高齢者配食サービス事業)

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身の障がい、傷病等の理由で調理が困難な方に対して、食事(昼食又は夕食のいずれか1食)を届けることにより、在宅高齢者の健康維持を図り自立生活を支援するとともに、安否確認を行います。

令和2年度末利用者数	延配食数	利用者負担額
206人	57,155食	1食あたり380円

9. 軽度生活援助事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、支援が必要な方に対して、家周りの雑草除去やガラス拭きなど軽易な日常生活援助を行い、在宅での自立生活を支援します。

令和2年度実利用者数	延利用回数
52人	302回

10. 訪問理美容サービス事業

要介護認定等で要支援又は要介護と認定された 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身の障がい、傷病等の理由で理容院へ出向くことが困難な方に対して、在宅でサービスを受けられるよう、理容業者の出張による訪問理美容サービスを行います(理容料金は利用者の負担となります)。

令和 2 年度実利用者数	延利用回数
9 人	20 回

11. 家族介護慰労事業

要介護認定等で要介護 3～5 に認定された 65 歳以上の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯の介護者に対し、要介護度に応じ、介護用品(紙おむつ等)の支給を行います。(特別障害者手当の受給者及び入院又は入所中の方の介護者を除く。)

令和 2 年度紙おむつ等受給者数	延 410 人

12. 介護予防教室開催事業

高齢者が健康で生き生きとした生活が送れるよう、健康や介護に関する基礎知識の習得を図るため、転倒骨折予防や認知症予防等の介護予防教室を開催します。

令和 2 年度開催回数	参加者数
37 回	544 人

13. 成年後見制度利用支援事業

重度の認知症等により十分な判断能力がない 65 歳以上の高齢者に対して、自立生活の支援及び生活の質の向上等、権利擁護を図る成年後見制度の利用を支援します。

	支援の内容	対 象 者	令和 2 年度利用者数
申立て支援	申立ての事務手続き等を支援します。	本人が自己の財産管理や契約行為等を行う能力に欠け、成年後見の申立てを行う 2 親等内の親族がいない高齢者	5 人
成年後見人報酬支援	成年後見人等への報酬を助成します。	生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者、又は成年後見人報酬を負担することにより本人の世帯収入額が生活保護法による保護基準で算定した基準生活費の額に満たない高齢者	8 人

14. 外出支援サービス事業（上石津地域）

一般の交通機関を利用することが困難で、介護保険法に基づく保険給付を受けられることができる60歳以上の在宅の高齢者について、医療機関への送迎を行い、長年住み慣れた地域で引き続き生活していくことを支援します。

令和2年度実利用者数	延利用回数
18人	134回

15. 高齢者バス通院助成事業

市内の医療機関に回数券を利用して路線バスで通院する、車を運転することができない70歳以上の高齢者に対して、日常生活上の便宜を図るとともに経済的負担を軽減するため、利用額の一部を助成します。

令和2年度実利用者数	35人
------------	-----

16. 高齢者位置情報提供サービス事業

認知症の要援護高齢者を介護している介護者に対して、位置検索端末機を貸与し、高齢者の徘徊による事故の防止等介護者の負担の軽減を図ります。

令和2年度未利用者数	49人
------------	-----

福祉医療制度

市では、住民が乳幼児期から高齢期にいたるまで、快適で豊かな生活を営むための基礎的条件をつくりあげることが目的として、さまざまな事業を行っているが、福祉医療制度は、医療費の自己負担額を助成することにより、社会的に弱い立場にいる方や家庭の経済的負担を少なくし、心身の健康の維持向上に努め、その福祉の増進を図っている。

1. 心身障害者医療費助成制度

(1) 制度の概要

区分	市制度	県制度 県 1/2、市 1/2
実施時期	昭和 47 年 4 月 1 日	昭和 48 年 1 月 1 日
給付対象	身障手帳 4 級、療育手帳 B2 に該当するもの	身障手帳 3 級、療育手帳 B1 又は、精神障害者保健福祉手帳 2 級以上に該当するもの
給付範囲	保険診療分の自己負担額	
給付方法	県内 現物給付・県外 償還払い	
所得制限	本人、配偶者、扶養義務者が 市民税非課税	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める額

(2) 医療費の給付状況

区分	市制度 医療費		県制度 医療費	
	件数	金額	件数	金額
平成 30 年度	16,601	59,336 千円	147,810	1,014,840 千円
令和 元年度	11,085	37,886 千円	153,496	988,106 千円
令和 2 年度	10,054	36,404 千円	150,579	977,803 千円

2. 老人医療費助成制度

(1) 制度の概要

区分	市制度（垣老）
実施時期	昭和 46 年 4 月 1 日
給付対象	年齢 71～74 歳
給付範囲	保険診療分の自己負担額から高齢者の医療の確保に関する法律に定める一部負担金を控除した額
給付方法	市内 現物給付 ・ 市外 償還払い
所得制限	高齢受給者証の自己負担割合が 2 割

(2) 医療費の給付状況

区 分	垣 老 医 療 費	
	件 数	金 額
平成 30 年度 (70 歳～74 歳)	164,242	203,047 千円
令和元年度 (70 歳～74 歳)	199,435	247,047 千円
令和 2 年度 (71 歳～74 歳)	187,607	231,151 千円

3. 子ども医療費助成制度

(1) 制度の概要

区 分	市 制 度	県制度 県 1/2、市 1/2
実 施 時 期	昭和 48 年 4 月 1 日	昭和 48 年 1 月 1 日
給 付 対 象	小学生・中学生・高校生世代	小学校就学前
給 付 範 囲	保険診療分の自己負担額	
給 付 方 法	県内 現物給付 ・ 県外 償還払い	
所 得 制 限	なし	

(2) 医療費の給付状況

区 分	市 制 度 医 療 費		県 制 度 医 療 費	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 30 年度	200,265	504,555 千円	167,448	362,763 千円
令和元年度	204,992	520,238 千円	162,492	349,992 千円
令和 2 年度	172,277	463,201 千円	116,244	240,925 千円

4. 母子家庭等医療費助成制度

(1) 制度の概要

区 分	県制度 県 1/2、市 1/2
実 施 時 期	昭和 55 年 1 月 1 日
給 付 対 象	母子家庭等の母又は父及び 18 歳未満の児童
給 付 範 囲	保険診療分の自己負担額
給 付 方 法	県内 現物給付 ・ 県外 償還払い
所 得 制 限	児童扶養手当法施行令に定める額

(2) 医療費の給付状況

区 分	件 数	金 額
平成 30 年度	38,332	119,926 千円
令和元年度	38,759	118,547 千円
令和 2 年度	33,505	104,829 千円

後期高齢者医療制度

「高齢者の医療の確保に関する法律（旧名称 老人保健法。平成20年4月1日改正施行）」により、75歳以上の高齢者又は65歳以上75歳未満の障害認定を受けた高齢者については、従来の老人保健制度から、新たな独立した医療保険制度である後期高齢者医療制度へ移行することとなった。

制度の実施については、県内全市町村で組織された後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となり、保険証の交付、保険料の決定、医療給付等の事務を行うが、市では、保険証の引渡し、申請や届出の受付、保険料の徴収、納付相談などの窓口業務を行っている。

(1) 制度の概要

区 分	国制度
実 施 時 期	平成 20 年 4 月 1 日
対 象	①75歳以上の方 ②一定の障がいのある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方
自己負担割合	1割（現役並み所得者[※1]は3割）
保 険 料	令和2・3年度（2年ごとに見直し） 年保険料額（限度額64万円） ＝均等割額（44,411円）（※2）＋所得割額（被保険者の所得[※3]×8.55%） <参考> 平成30・31年度 年保険料額（限度額62万円） ＝均等割額（41,214円）（※2）＋所得割額（被保険者の所得[※3]×7.75%）

※1 現役並み所得者：同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方。

ただし、被保険者が2人以上で収入の合計が520万円未満の方、被保険者が1人で収入の額が383万円未満の方、被保険者が1人で収入の額が383万円以上の場合、70歳から74歳の方の収入も含めた合計額が520万円未満の方は申請により1割負担となります。

※2 均等割額：世帯の所得によって軽減措置があります。

※3 被保険者の所得：前年中の所得－43万円（基礎控除）

(2) 被保険者状況

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分	75 歳以上	65 歳以上 75 歳未満 (障害認定)	計
平成 30 年度	22,266	452	22,718
令和元年度	22,669	460	23,129
令和 2 年度	22,719	469	23,188

(3) 主な保険給付

①負担割合

所得の区分	対象となる方	自己負担割合
現役並み所得者	・被保険者本人の住民税課税所得が 145 万円以上の方 ・同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の被保険者がいる方 (※1、※2) ただし、被保険者が 2 人以上で収入の合計が 520 万円未満の方、被保険者が 1 人で収入の額が 383 万円未満の方、被保険者が 1 人で収入の額が 383 万円以上の場合、70 歳から 74 歳の方の収入も含めた合計額が 520 万円未満の方は申請により 1 割負担となります。	3 割
一般	現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方。	1 割
区分Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の方で区分Ⅰ以外の方。	
区分Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得(年金の所得は控除額を 80 万円として計算)が 0 円となる方	

※1 前年 12 月 31 日現在において世帯主かつ、被保険者であり同一世帯に合計所得金額が 38 万円以下である 19 歳未満の世帯員がいる場合、「33 万円×16 歳未満の人数+12 万円×16 歳以上 19 歳未満の人数」を調整控除額として住民税課税所得から差し引いて自己負担割合を判定します。

※2 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者および同一世帯に属する被保険者の旧ただし書所得の合計額が 210 万円以下の場合には「一般」になります。

②葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に支給されます。

支 給 額
50,000 円

③高額療養費

1 か月（同じ月）の医療費の自己負担額が次表の限度額を超えた場合、申請（初回のみ）して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

自 己 負 担 限 度 額	
・ 外来の限度額（個人ごと）	
現役並み所得者（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	外来＋入院の限度額（世帯ごと）と同じ
一般	18,000 円（年間上限 144,000 円）
区分Ⅱ・区分Ⅰ	8,000 円
・ 外来＋入院の限度額（世帯ごと）	
現役並み所得者	
Ⅲ：課税所得 690 万円以上	252,600 円（※多数該当 140,100 円） （総医療費が 842,000 円を超えた場合は、超えた金額の 1%を追加加算）
Ⅱ：課税所得 380 万円以上	167,400 円（※多数該当 93,000 円） （総医療費が 558,000 円を超えた場合は、超えた金額の 1%を追加加算）
Ⅰ：課税所得 145 万円以上	80,100 円（※多数該当 44,400 円） （総医療費が 267,000 円を超えた場合は、超えた金額の 1%を追加加算）
一般	57,600 円（※多数該当 44,400 円）
区分Ⅱ	24,600 円
区分Ⅰ	15,000 円
・ 特定疾病	10,000 円
※多数該当：過去 12 か月以内に 3 回以上、限度額に達した場合は 4 回目以降限度額が下がります。	

④入院時食事療養費

入院したときの食事代は、1 食あたり定められた額（標準負担額）を自己負担し、残りを後期高齢者医療が負担します。

改 正 年 月	標 準 負 担 額
平成 20 年 4 月	現役並み所得者・一般 1 食 260 円 区分Ⅱ 1 食 210 円（長期入院 1 食 160 円） 区分Ⅰ 1 食 100 円
平成 28 年 4 月	現役並み所得者・一般 1 食 360 円 区分Ⅱ 1 食 210 円（長期入院 1 食 160 円） 区分Ⅰ 1 食 100 円
平成 30 年 4 月	現役並み所得者・一般 1 食 460 円 区分Ⅱ 1 食 210 円（長期入院 1 食 160 円） 区分Ⅰ 1 食 100 円

(4) 保険料

①賦課状況

(単位：千円)

区分	所得割	均等割	算出額	減免等 による 額	保険料 軽減額	賦課限度 額を超え る額	増減額	調定額	賦課 限度額
H30	1,386,054	987,776	2,373,830	75	391,301	353,199	△112,500	1,516,755	620
R元	1,366,281	1,008,671	2,374,952	0	371,784	328,026	△107,222	1,567,920	620
R2	1,410,845	1,088,158	2,499,003	865	375,972	271,973	△110,933	1,739,260	640

②収納状況

(現年度分)

(単位：円)

区 分	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 納 率 (%)
H30	1,516,754,700	1,509,823,600	6,931,100	99.54
R元	1,567,920,000	1,561,137,400	6,782,600	99.56
R2	1,739,260,100	1,732,325,500	6,934,600	99.60

(滞納繰越分)

(単位：円)

区 分	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率 (%)
H30	12,779,700	5,015,200	1,157,500	6,607,000	39.24
R元	13,503,000	5,463,400	2,232,000	5,807,600	40.46
R2	12,457,700	4,675,000	1,589,700	6,193,000	37.53

介護保険

1. 概要

高齢化が進む中で、ねたきりや認知症などの介護が身近な問題となっています。

介護保険は、介護が必要になっても住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう、高齢者の介護を家族だけでなく社会全体で支える制度です。

介護保険料は原則として 40 歳以上の全員が負担し、介護が必要になったときは、心身の状態に応じた介護サービスや介護予防サービスを費用の 1 割又は 2・3 割（一定所得以上の方）負担で受けられます。

制度の運営主体（保険者）	大垣市
--------------	-----

区分	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
加入する方 （被保険者証の交付）	65 歳以上の方 （65 歳に到達する前月に「介護保険被保険者証」が交付されます。）	40 歳以上 64 歳以下で医療保険に加入している方 （要介護認定を受けた方だけに「介護保険被保険者証」が交付されます。）
サービスが利用できる方 （要介護認定を受ける必要あり）	① ねたきりや認知症等で常に介護を必要とする状態（要介護状態）の方 ② 常時の介護までは必要ないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）の方	初老期認知症、脳血管疾患等の老化が原因とされる病気（特定疾病・・・(1)）により要介護状態や要支援状態となった方
負担割合証の交付	① 認定を受けた方に利用者の負担割合を示す証書が交付されます。 ② 本人の合計所得金額が 160 万円以上の方は 2 割、220 万円以上の方は 3 割、それ以外の方は 1 割負担の証書が交付されます。 ただし、年金収入とその他の合計所得金額が単身で 340 万円未満、65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯で 463 万円未満の方は 2 割負担となります。 また、年金収入とその他の合計所得金額が単身で 280 万円未満、65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯で 346 万円未満の方は 1 割負担となります。	認定を受けた方に利用者負担割合が 1 割の証書が交付されます。
保険料	① 市独自に設定 ② 負担が重くなり過ぎないように、前年の所得に応じて 12 段階に分かれます。・・・(2)	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。・・・(3)
保険料の支払方法	① 老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が月額 1 万 5 千円（年額 18 万円）以上の方は、年金から天引します。（特別徴収） ② それ以外の方は、納付通知書等によって個別に市に納付します。（普通徴収）	加入している医療保険の保険料に上乗せして納付します。

(1) 特定疾病に該当する 16 種類の病気

- ア がん※ イ 関節リウマチ ウ 筋萎縮性側索硬化症
 エ 後縦靭帯骨化症 オ 骨折を伴う骨粗鬆症 カ 初老期における認知症
 キ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 ク 脊髄小脳変性症 ケ 脊柱管狭窄症 コ 早老症
 サ 多系統萎縮症 シ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 ス 脳血管疾患 セ 閉塞性動脈硬化症 ソ 慢性閉塞性肺疾患
 タ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

(2) 大垣市の第 1 号被保険者の介護保険料年額

(令和 3 年度)

段階	対象者	保険料年額
第 1 段階 (基準額×0.3)	・生活保護受給者など、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方等 ・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額を合わせた額が 80 万円以下の方等	21,456 円 ※1
第 2 段階 (基準額×0.5)	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額を合わせた額が 80 万円を超え 120 万円以下の方等	35,760 円 ※1
第 3 段階 (基準額×0.7)	・世帯全員が市民税非課税で第 1 段階、第 2 段階以外の方等	50,064 円 ※1
第 4 段階 (基準額×0.9)	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額を合わせた額が 80 万円以下の方等	64,368 円
第 5 段階 (基準額)	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で第 4 段階以外の方等	71,520 円
第 6 段階 (基準額×1.2)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方等	85,824 円
第 7 段階 (基準額×1.3)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方等	92,976 円
第 8 段階 (基準額×1.5)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方等	107,280 円
第 9 段階 (基準額×1.7)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上 500 万円未満の方等	121,584 円
第 10 段階 (基準額×1.75)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方等	125,160 円
第 11 段階 (基準額×1.8)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 700 万円以上 900 万円未満の方等	128,736 円
第 12 段階 (基準額×2.0)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 900 万円以上の方等	143,040 円

- ※1 消費税率引き上げによる保険料軽減の強化として、負担割合を軽減しています。
- ※ 保険料額は原則として3年ごとに見直されます。
- ※ 保険料を滞納すると
 - ・1年以上滞納したとき：介護サービスを受けたとき、介護費用をいったん全額負担していただくこととなります。申請により介護保険給付分が戻ってきます。
 - ・1年半以上滞納したとき：一時的に給付の一部または全部を差し止められます。
 - ・2年以上滞納したとき：サービスを利用するときに、未納期間に応じて自己負担が1割又は2割から3割、3割から4割に引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。
- ※ 災害等や新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の休廃止、失業等の理由などで著しく収入が減少し、生活が困難になり、介護保険料を納めることができなくなった場合など、一定の要件に該当する場合は申請により、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときは、ご相談ください。

(3) 第2号被保険者の介護保険料

ア 健康保険の場合（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など）

- ・ 加入している医療保険の算定方法によって決まります。
- ・ 医療分と介護分を合わせて一つの健康保険料として給料から天引きされます。
- ・ 保険料は原則として事業主と折半になります。
- ・ 健康保険の被扶養者の保険料（40歳～64歳のみ）は、加入している医療保険の被保険者が皆で負担しますので、原則として直接の負担はありません。

イ 国民健康保険の場合

- ・ 介護保険料は、所得や資産等に応じて高くなったり低くなったりします。
- ・ 医療分と介護分を合わせて一つの国民健康保険料として世帯主が納めます。

2. 介護保険のサービスの利用手順

介護や支援が必要であると「要介護認定・要支援認定」を受けた場合に、サービスを利用できます。

(1) 申請

介護サービスを利用する場合、市介護保険課で「要介護認定・要支援認定」の申請をしてください。（介護保険被保険者証を添付。第2号被保険者の場合は医療保険証の提示が必要です。）

申請は、本人や家族のほか、「居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）」や「介護保険施設」にも依頼できます。

(2) 訪問調査

申請に基づき、市職員または市が委託した「介護認定調査員」が訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。

(3) 認定

調査結果と主治医の意見書をもとに審査判定をし、原則として申請から30日以内に認定結果通知書と認定区分を記載した介護保険被保険者証が郵送されます。要介護（要支援）の認定がされると、申請日からサービスが利用できます。

ア 要介護度とその状態の例（めやす）

<p>要支援 1 （社会的支援を要する状態）</p>	<p>① 居室の掃除など身の回りの世話の一部に、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ② 食事や排せつはほとんど自分ひとりでできる。</p>
<p>要支援 2 （社会的支援を要する状態）</p>	<p>① 身だしなみや居室の掃除など身の回りの世話に、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に、何らかの支えを必要とする。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作に、何らかの支えを必要とすることがある。 ④ 食事や排せつはほとんど自分ひとりでできる。</p>
<p>要介護 1 （社会的支援を必要とする状態）</p>	<p>① 要支援 2 の状態の例に該当し、行動障害や理解の低下がみられることがある。 ② 要支援 2 の状態の例に該当し、短期間で心身の状態等が変化することが予測され、概ね 6 か月程度以内に要介護状態等の見直しが必要である。</p>
<p>要介護 2 （軽度の介護を要する状態）</p>	<p>① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般に、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に、何らかの支えを必要とする。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作に、何らかの支えを必要とする。 ④ 食事や排せつに、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがある。 ⑤ 行動障害や理解の低下がみられることがある。</p>
<p>要介護 3 （中等度の介護を要する状態）</p>	<p>① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの事が、自分ひとりでできない。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が、自分ひとりでできない。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作が、自分でできないことがある。 ④ 排せつが自分ひとりでできない。 ⑤ いくつかの行動障害や理解の低下がみられることがある。</p>
<p>要介護 4 （重度の介護を要する状態）</p>	<p>① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの事が、ほとんどできない。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が、ほとんどできない。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作が、自分ひとりではできない。 ④ 排せつがほとんどできない。 ⑤ 多くの行動障害や全般的な理解の低下がみられることがある。</p>
<p>要介護 5 （最重度の介護を要する状態）</p>	<p>① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの事が、ほとんどできない。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が、ほとんどできない。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作が、ほとんどできない。 ④ 食事や排せつがほとんどできない。 ⑤ 多くの行動障害や全般的な理解の低下がみられることがある。</p>

(4) ケアプランの作成

認定を受けたら、原則として「居宅サービス計画（ケアプラン）」の作成を「居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）」に依頼します。（自己負担はありません。）

このとき、どの居宅介護支援事業者に依頼するかを市介護保険課に届け出る必要があります。

要支援 1・2 の認定を受けた人は、原則として地域包括支援センターで「介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）」を作成します。

(5) 自己負担

ケアプランにそって介護（介護予防）サービスを利用します。原則として、かかった費用の 1 割又は 2・3 割（一定所得以上の方）が自己負担となります。

(6) 認定の有効期限

認定を受けた要介護度は、原則として 12 か月ごとに見直しとなり、引き続き介護保険サービスの利用を希望される場合は、初回と同じ手続き（更新）が必要となります。

(7) 要介護度等の更新・変更手続き

更新の申請は、有効期限満了日の 60 日前に「要介護・要支援認定 更新のお知らせ」をお送りします。介護保険被保険者証に記載の有効期限を確認のうえ、担当のケアマネジャー等にご相談するなどして、手続きをしてください。

なお、ご本人の状態に変化があった場合は、有効期限の前でも変更の申請ができますので、その場合も担当のケアマネジャー等にご相談ください。

3. 介護保険のサービスの種類・内容及び利用料

介護サービスの利用料については、原則として要介護度ごとに料金が定められています。

「(1) 居宅サービス」「(2) 施設サービス」「(3) 介護予防サービス」「(4) 地域密着型サービス」の自己負担額は、原則としてかかった費用の 1 割又は 2・3 割（一定所得以上の方）になります。

なお、実際にかかる費用は、事業所の所在地・体制・加算などにより変わります。

災害などの特別な事情があると認められたときは、利用料の減免を受けられることがあります。納付が難しいときは、ご相談ください。

(1) 居宅サービス（要介護 1～5 の方）

ア 訪問サービス

(ア) 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

（身体介護）食事、入浴、排せつの世話等

（生活援助）住居の清掃、洗濯、買い物、食事の準備、調理等

利用料 自己負担（1割）のめやす（別途加算あり）

身体介護	20分未満	171円
	20分以上30分未満	256円
	30分以上1時間未満	405円
生活援助	20分以上45分未満	187円
	45分以上	230円

通院等の乗車・降車の介助 1回につき101円（別途加算あり）

(イ) 訪問看護

保健師や看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話、診療の補助等を行います。

利用料 自己負担（1割）のめやす（別途加算あり）

指定訪問看護ステーション	30分未満	480円
医療機関の場合	30分未満	407円

(ウ) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

利用料 自己負担（1割）のめやす（別途加算あり）

20分間（1回につき）	313円
-------------	------

(エ) 訪問入浴介護

看護職員と介護職員が居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴介護を行います。

利用料 1回につき1,287円（別途加算あり）

(オ) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

利用料 自己負担（1割）のめやす（1回につき） （別途加算あり）		同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合
医師	月2回まで	514円
歯科医師	月2回まで	516円
医療機関の薬剤師	月2回まで	565円
薬局の薬剤師	月4回まで	517円
歯科衛生士等	月4回まで	361円

イ 通所（日帰り）サービス

(ア) 通所介護

定員19人以上のデイサービスセンターで食事、入浴等の介護や機能訓練等が日帰りで受けられます。

利用料 通常規模の施設（所要時間7～8時間）の場合

自己負担（1割）のめやす（別途加算あり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
665円	784円	909円	1,033円	1,158円

※1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

(イ) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを受けられます。

利用料 通常規模の施設（所要時間 7～8 時間）の場合

自己負担（1割）のめやす（別途加算あり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
770 円	913 円	1,057 円	1,227 円	1,393 円

※1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

ウ 施設への短期入所サービス

(ア) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事、入浴、排せつの介護や機能訓練等が受けられます。

利用料 介護老人福祉施設 多床室〔併設型〕の場合

自己負担（1割）のめやす（1日あたり）（別途加算あり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
607 円	677 円	750 円	820 円	889 円

※1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※理美容代等の日常生活費、居住費と食費が別途必要となります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得に応じた自己負担の上限が設けられます。）

(イ) 短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練等が受けられます。

利用料 介護老人保健施設 多床室の場合

自己負担（1割）のめやす（1日あたり）（別途加算あり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
839 円	889 円	953 円	1,005 円	1,060 円

※1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※理美容代等の日常生活費、居住費と食費が別途必要となります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得に応じた自己負担の上限が設けられます。）

エ 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

(ア) 福祉用具貸与

在宅での日常生活上の便宜を図るため、福祉用具を借りることができます。月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の 1～3 割を自己負担します。貸し出しの対象となる福祉用具は、次の 13 種類です。

- ① 車いす ② 車いす付属品（クッション、電動補助装置等）

- ③ 特殊寝台 ④ 特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等）
- ⑤ 床ずれ防止用具 ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり（工事をともなわないもの）
- ⑧ スロープ（工事をともなわないもの）
- ⑨ 歩行器 ⑩ 歩行補助つえ ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫ 移動用リフト（吊り具を除く） ⑬ 自動排せつ処理装置

※要介護1の方は、原則として⑦～⑩の品目が利用できます。

※要介護2・3の方は、原則として①～⑫の品目が利用できます。

※要介護4・5の方は、原則として①～⑬の品目が利用できます。

要介護度から、対象外となっている用具も市介護保険課に届出をし、必要と認められた場合は例外的に利用できます。

(イ) 特定福祉用具購入費の支給

入浴や排せつに用いる福祉用具等を購入した場合、保険給付を行います。

保険の対象となるものは、次の5種類です。

- ① 腰掛便座 ② 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具 ④ 簡易浴槽 ⑤ 移動用リフトの吊り具の部分

※要介護状態区分（要介護1～5）にかかわらず、利用できる上限額は同一年度10万円で、県知事が指定した特定福祉用具販売事業者から購入したものが対象です。

※購入費用をいったん全額支払っていただき、市介護保険課に申請後、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。

(ウ) 居宅介護住宅改修費の支給

在宅で生活するために必要な住宅改修を行った場合、保険給付を行います。

保険の対象となるものは、次の6種類です。

- ① 手すりの取付け ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 和式から洋式への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要になる工事

※要介護状態区分（要介護1～5）にかかわらず、利用できる上限額は原則1回住所地の住居につき20万円です。

※事前に市介護保険課へ申請し、許可後、着工します。

※工事完了後、改修費用をいったん全額支払っていただき、必要書類を提出後、工事が介護保険の対象であると認められた場合、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。

※市県民税非課税世帯であること等の条件に該当する要介護（要支援）者が、受領委任払い取扱い事業者として登録された施工事業者へ工事を依頼し、事業者から受任することの同意を得ている場合、受領委任払い（被保険者は改修費用の自己負担分のみ支払い、残りは市から事業者へ支払う方法）を選択することもできます。

オ その他

(ア) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で介護や機能訓練等のサービスが受けられます。

利用料 自己負担（1割）のめやす（30日）（別途加算あり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
16,366 円	18,374 円	20,503 円	22,450 円	24,549 円

※1日あたりの利用料は、職員の配置により異なります。

※おむつ代等の日常生活費、食費、家賃等が別途必要となります。

(2) 施設サービス（要介護 1～5 の方）

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、在宅生活が困難な人や認知症の方が入所する施設

利用料 多床室の場合

施設サービス費（1割）のめやす（30日）（別途加算あり）

要介護 3	要介護 4	要介護 5
21,659 円	23,728 円	25,766 円

イ 介護老人保健施設

入院治療は必要ないが、機能訓練や介護が必要な方が入所する施設

利用料 多床室の場合

施設サービス費（1割）のめやす（30日）（別途加算あり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
23,971 円	25,432 円	27,318 円	28,869 円	30,512 円

ウ 介護療養型医療施設

長期療養の方や認知症の方が入所し、一般の病院より介護職員を手厚くした施設

利用料 多床室の場合

施設サービス費（1割）のめやす（30日）（別途加算あり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
20,869 円	23,758 円	29,873 円	32,550 円	34,862 円

エ 介護医療院

日常的な医療や看取りの機能と、生活施設の機能を兼ね備えた施設

利用料 多床室の場合

施設サービス費（1割）のめやす（30日）（別途加算あり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
25,097 円	28,413 円	35,622 円	38,664 円	41,432 円

※ア、イ、ウ、エについて、1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ア、イ、ウ、エについて、理美容代等の日常生活費、食費と居住費が別途必

要となります。

(低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得に応じた自己負担の上限が設けられます。)

(3) 介護予防サービス (要支援 1・2 の方)

ア 訪問サービス

(ア) 介護予防訪問看護

保健師や看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話、必要な診療の補助などを行います。

利用料 自己負担 (1割) のめやす (別途加算あり)

指定訪問看護ステーション	30分未満	480円
医療機関の場合	30分未満	407円

(イ) 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

利用料 自己負担 (1割) のめやす (別途加算あり)

20分間 (1回につき)	313円
--------------	------

(ウ) 介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴支援を行います。

利用料 1回につき 870円 (別途加算あり)

(エ) 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

利用料 自己負担 (1割) のめやす (1回につき)
(別途加算あり)

		同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合
医師	月2回まで	514円
歯科医師	月2回まで	516円
医療機関の薬剤師	月2回まで	565円
薬局の薬剤師	月4回まで	517円
歯科衛生士等	月4回まで	361円

イ 通所 (日帰りで通う) サービス

(ア) 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防リハビリテーション等が日帰りで受けられます。

利用料 自己負担 (1割) のめやす (1月あたり) (別途加算あり)

要支援 1	2,088円
要支援 2	4,067円

※利用する施設の職員の配置等により異なります。

※おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

ウ 施設への短期入所サービス

(ア) 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事、入浴、排せつの介護や介護予防を目的とした機能訓練が受けられます。

利用料 介護老人福祉施設 多床室〔併設型〕の場合

自己負担（1割）のめやす（1日あたり）（別途加算あり）

要支援 1	454 円
要支援 2	565 円

※1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※理美容代等の日常生活費、食費と滞在費が別途必要となります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得に応じた自己負担の上限が設けられます。）

(イ) 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、看護・医学的な管理の下での介護・介護予防を目的とした機能訓練などが受けられます。

利用料 介護老人保健施設 多床室の場合

自己負担（1割）のめやす（1日あたり）（別途加算あり）

要支援 1	619 円
要支援 2	779 円

※1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※理美容代等の日常生活費、食費と滞在費が別途必要となります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得に応じた自己負担の上限が設けられます。）

エ 介護予防福祉用具の貸与・購入や介護予防住宅の改修

(ア) 介護予防福祉用具貸与

在宅での日常生活上の便宜を図るため、福祉用具を借りることができます。月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。貸し出しの対象となる福祉用具は、原則として次の4種類です。

- ① 手すり（工事をともなわないもの）
- ② スロープ（工事をともなわないもの）
- ③ 歩行器 ④ 歩行補助つえ

※ 対象外となっている用具も、市介護保険課へ届出をし、必要と認められた場合は例外的に利用できます。

(イ) 特定介護予防福祉用具購入費の支給

入浴や排せつに用いる福祉用具等を購入した場合、保険給付を行います。保険の対象となるものは、次の5種類です。

- ① 腰掛便座 ② 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具 ④ 簡易浴槽 ⑤ 移動用リフトの吊り具の部分

※要支援状態区分（要支援 1・要支援 2）にかかわらず、利用できる上限額は

同一年度 10 万円で、県知事が指定した特定介護予防福祉用具販売事業者から購入したものが対象です。

※購入費用をいったん全額支払っていただき、市介護保険課に申請後、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。

(ウ) 介護予防住宅改修費の支給

在宅で生活するために必要な住宅改修を行った場合、保険給付を行います。保険の対象となるものは、次の 6 種類です。

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 和式から洋式への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要になる工事

※要支援状態区分（要支援 1・要支援 2）にかかわらず、利用できる上限額は原則 1 回住所地の住居につき 20 万円です。

※事前に市介護保険課へ申請し、許可後、着工します。

※工事完了後、改修費用をいったん全額支払っていただき、必要書類を提出後、工事が介護保険の対象であると認められた場合、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。

※市県民税非課税世帯であること等の条件に該当する要介護（要支援）者が、受領委任払い取扱い事業者として登録された施工事業者へ工事を依頼し、事業者から受任することの同意を得ている場合、受領委任払い（被保険者は改修費用の自己負担分のみ支払い、残りは市から事業者へ支払う方法）を選択することもできます。

オ その他

(ア) 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等のサービスが受けられます。

利用料 自己負担（1 割）のめやす（30 日）（別途加算あり）

要支援 1	5,537 円
要支援 2	9,461 円

※1 日あたりの利用料は、職員の配置により異なります。

※おむつ代等の日常生活費、食費、家賃などが別途必要となります。

(4) 地域密着型サービス

ア 訪問サービス

(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護が受けられます。

利用料 自己負担（1 割）のめやす（1 月あたり）（別途加算あり）

- ・ 訪問介護のみ利用した場合〔連携型〕

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5,817 円	10,382 円	17,238 円	21,806 円	26,372 円

- ・ 訪問介護と訪問看護を併せて利用した場合〔連携型〕

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
8,487 円	13,258 円	20,238 円	24,948 円	30,223 円

※要支援 1・2 の方は利用できません。

(イ) 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回や緊急時の通報により、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の介護が受けられます。

利用料 基本対応の場合

自己負担 (1 割) のめやす (別途加算あり)

基本夜間対応型訪問介護 (1 月につき)	1,047 円
----------------------	---------

※要支援 1・2 の方は利用できません。

イ 認知症高齢者を対象としたサービス

(ア) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された高齢者が食事、入浴、排せつ等の介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

利用料 単独型 (所要時間 7~8 時間) の場合

自己負担 (1 割) のめやす (別途加算あり)

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
874 円	976 円	1,009 円	1,119 円	1,229 円	1,339 円	1,449 円

※1 日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

(イ) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症と診断された高齢者が共同で生活し、食事、入浴、排せつ等の介護や支援、機能訓練等が受けられます。

利用料 1 ユニットの場

自己負担 (1 割) のめやす (30 日) (別途加算あり)

要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
23,454 円	23,576 円	24,701 円	25,401 円	25,918 円	26,466 円

※要支援 1 の方は利用できません。

※1 日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※おむつ代・理美容代等の日常生活費、食材料費、家賃などが別途必要となります。

ウ 多機能なサービス

(ア) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら訪問や宿泊を組み合わせる食事、入浴、排せつ等の介護や支援が受けられます。

利用料 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合

自己負担 (1 割) のめやす (1 月あたり) (別途加算あり)

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3,497 円	7,067 円	10,601 円	15,579 円	22,662 円	25,011 円	27,578 円

※おむつ代等の日常生活費、食費、宿泊費が別途必要となります。

エ 複合型のサービス

(ア) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や看護が受けられます。

利用料 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合

自己負担（1割）のめやす（1月あたり）（別途加算あり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
12,650 円	17,699 円	24,880 円	28,219 円	31,920 円

※要支援 1・2 の方は利用できません。

オ 小規模な施設サービス

(ア) 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要で自宅では介護ができない方を対象として、定員 30 人未満の特別養護老人ホームで食事、入浴、排せつの介護、機能訓練や健康管理を受けられます。

利用料 ユニット型個室の場合

自己負担（1割）のめやす（30日）（別途加算あり）

要介護 3	要介護 4	要介護 5
24,428 円	26,587 円	28,656 円

※理美容代等の日常生活費、食費及び居住費が別途必要になります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得に応じた自己負担の上限が設けられます。）

※要支援 1・2、要介護 1・2 の方は利用できません。

(イ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 30 人未満の介護専用の老人ホーム等で、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練が受けられます。

利用料 自己負担（1割）のめやす（30日）（別途加算あり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
16,488 円	18,526 円	20,656 円	22,633 円	24,732 円

※職員の配置により異なります。

※おむつ代等の日常生活費、食費と家賃等が別途必要になります。

※要支援 1・2 の方はご利用になれません。

カ 通所（日帰り）サービス

(ア) 地域密着型通所介護

定員 18 人以下のデイサービスセンターで食事、入浴等の介護や機能訓練等が日帰りで受けられます。

利用料 所要時間 7～8 時間の場合

自己負担（1割）のめやす（別途加算あり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
761 円	900 円	1,043 円	1,185 円	1,327 円

※1日あたりの利用料は、施設及び職員配置等により異なります。

※おむつ代等の日常生活費・食費が別途必要になります。

(5) その他

ア 特定入所者介護サービス費

施設サービスや短期入所サービスでの居住費（滞在費）や食費が申請により所得段階や預貯金の額等に応じて減額されます。

利用者負担段階		負担限度額（日額）		
区分	対象者	区分	居住費（滞在費）	食費
第1段階	・ 市民税世帯非課税で 老齢福祉年金を受給 されている方 ・ 生活保護受給者の 方	ユニット型個室	820 円	300 円
		ユニット型個室的多床室	490 円	
		従来型個室	注) 320 円	
		多床室	0 円	
第2段階	・ 市民税世帯非課税で 前年のその他の合計 所得金額と課税年金 収入額と非課税年金 (遺族年金・障害年金) 収入額の合計が80万 円以下の方	ユニット型個室	820 円	390 円
		ユニット型個室的多床室	490 円	
		従来型個室	注) 420 円	
		多床室	370 円	
第3段階	・ 市民税世帯非課税で 第2段階以外の方	ユニット型個室	1,310 円	650 円
		ユニット型個室的多床室	1,310 円	
		従来型個室	注) 820 円	
		多床室	370 円	
第4段階	・ 上記以外の方		負担限度額なし	

注) 介護老人保健施設および介護療養型医療施設は、第1段階・第2段階は日額490円、第3段階は日額1,310円です。

※世帯分離している配偶者が課税されている場合や、預貯金等が単身1千万円超、夫婦2千万円超の場合は対象外となります。

※事前に市介護保険課への申請が必要です。

※令和3年8月から、一部制度が変わります。

イ 高額介護サービス費

介護サービスを利用した場合の月々の利用者負担が高額であるときは、申請により所得等に応じて次の表を超えた金額について保険から払い戻します。

施設サービスでの居住費と食費・日常生活費等は対象になりません。

区 分		世帯の上限額	個人の上限度額
生活保護受給者の方		月額 15,000 円	月額 15,000 円
世帯全員が市民税非課税	高齢福祉年金受給者の方	月額 24,600 円	月額 15,000 円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	月額 24,600 円	月額 15,000 円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	月額 24,600 円	月額 24,600 円
市民税課税世帯の方		月額 44,400 円	月額 44,400 円
現役並み所得者相当の方 ※1		月額 44,400 円	月額 44,400 円

※1 世帯内の 65 歳以上（第 1 号被保険者）の課税所得が 145 万円以上かつ、単身世帯で収入が 383 万円以上、65 歳以上（第 1 号被保険者）の人が 2 人以上の世帯で収入の合計金額が 520 万円未満以上の方。

※事前に市介護保険課への申請が必要です。

※令和 3 年 8 月から、一部制度が変わります。

ウ 高額医療・高額介護合算療養費制度

同じ医療保険の世帯内で、1 年間の医療保険と介護保険の自己負担額合計が世帯の限度額を超えた場合、その超えた額を医療保険と介護保険それぞれから按分して支給されます。

ただし、計算した支給額が 500 円以下の場合には支給されません。

合算した場合の限度額 年額（毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで）

区 分		70 歳未満の方
基準総所得額※	901 万円超	212 万円
	600 万円超～901 万円以下	141 万円
	210 万円超～600 万円以下	67 万円
	210 万円以下	60 万円
	市民税非課税世帯	34 万円

※基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除

区 分		70 歳以上の方※
現役並み所得者（課税所得 690 万円以上の方）		212 万円
現役並み所得者（課税所得 380 万円以上 690 万円未満の方）		141 万円
現役並み所得者（課税所得 145 万円以上 380 万円未満の方）		67 万円
一般（市民税課税世帯の方）		56 万円
低所得者（市民税非課税世帯の方）		31 万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が 0 円になる方（年金収入のみの場合 80 万円以下の方）		19 万円

※ 後期高齢者医療制度の対象者も含みます。

申請方法

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方は、該当者に申請書が送付されますので、国保医療課に申請書を提出してください。

その他の医療保険加入の方は、介護保険課で「介護保険自己負担額証明書」の交

付を受けて、医療保険の担当窓口を支給申請してください。

エ 居宅サービス等の限度額

居宅サービス・介護予防サービス・地域密着型サービスの場合は、下表の利用限度額の範囲内でサービスを利用すると自己負担は原則として1割（一定所得以上の方は2・3割）ですが、限度額を超えた場合には、超えた分の全額が自己負担となります。

区分	利用限度額（月額）	自己負担額（月額）1割
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

※自己負担額は、利用限度額上限までサービスを利用した場合のひと月間の金額です。

※単位数×大垣市の地域区分の単価（10円から10.21円）によって算定されます。

4. 地域支援事業について

要支援・要介護状態になることを予防するとともに、介護状態等になった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

【事業内容】

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

団塊の世代が75歳を迎える2025（令和7）年に向け、高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的に、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人（事業対象者）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

（ア）介護予防・生活支援サービス事業

・全国一律の予防給付として提供していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が市の事業に移行しました。地域の特性に応じた住民主体の通いの場など、多様な主体による多様なサービスを整備し、さまざまな支え合う仕組みが利用できるようにしています。

＜訪問型サービス＞

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事など生活

の支援が受けられます。

利用料 1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

週1回程度の利用（1回あたり）	274円
週2回程度の利用（1回あたり）	278円

<通所型サービス>

デイサービスセンター等で食事、入浴等のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。

利用料 1か月あたりの自己負担（1割）のめやす（別途加算あり）

週1回程度の利用（1回あたり）	390円
週2回程度の利用（1回あたり）	401円

(イ) 一般介護予防事業

- ・65歳以上の人を中心に、従来の介護予防事業をさらに充実させ、生きがいをづくり・役割づくりを大切にしながら自助・互助・公助の仕組みを拡げていくものです。

イ 包括的支援事業（地域支援センターについて）

地域包括支援センターとは

社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3つの職種がチームとなって、地域の高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で介護保険をはじめとしたさまざまな保健・福祉サービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合的に支援していく機関です。

主な事業内容

(ア) 総合相談支援・権利擁護

地域住民の総合的な相談を受け付け、関係機関との連携を図りながら必要な支援を行います。また、虐待の早期発見や防止、成年後見制度の活用等についての相談を受け付け、必要な機関につなぎます。

(イ) 介護予防ケアマネジメント

地域の高齢者の方が、できるかぎり介護が必要とならないように、介護予防の観点で個々の総合的なマネジメントを行い、支援します。

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する助言や指導などを行います。

ウ 包括的支援事業（社会保障充実分）

(ア) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で暮らせるようにすることを目的に医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、看護師、介

護サービス従業者など在宅医療と介護を一体的に提供できる体制づくりに取り組んでいます。

(イ) 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯への医療介護のサービス提供のみならず、地域住民による生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていきます。

(ウ) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症初期集中チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた体制を構築しています。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化による地域における支援体制と認知症ケアの向上を図っていきます。

(エ) 地域ケア会議推進事業

処遇困難事例を検討する会議から地域課題の解決に向けた検討などを行なっています。

エ その他

介護給付等費用適正化事業、家族支援事業等を行います。

5. 介護保険料の軽減

(1) 第1号被保険者の保険料の軽減

減免理由	対象者の範囲	減免割合	減免期間
1. 被保険者又は主たる生計維持者が震災、風水害、火災等の災害により住宅、家財等に著しい損害を受けた場合	① 住家の全壊、流出、全焼又は、これらに類する損害を受けた場合 生活保護受給世帯を除く	免除	当該理由が発生した日から1年以内とする
	② 住家の半壊、半焼又はこれらに類する損害を受けた場合 生活保護受給世帯を除く	1/2 以内	
	③ 住家の床上浸水又はこれらに類する損害を受けた場合 生活保護受給世帯を除く	1/4 以内	
2. ア. 主たる生計維持者が死亡、重大な障がい、長期入院により収入が著しく減少した場合 イ. 主たる生計維持者の収入が、事業の廃止、著しい損失・失業等により著しく減少した場合 ウ. 主たる生計維持者の収入が干ばつ冷害等による農作物の不作により著しく減少した場合	① 当該理由が発生した以後の世帯の実収入額が、生活保護法の規定によって算出された基準額の1.2倍以下となった世帯 生活保護受給世帯を除く	免除	当該理由が発生した日から1年以内とする
	② 当該理由が発生した以後の世帯の実収入額が、生活保護法の規定によって算出された基準額の1.2倍を超え1.3倍以下となった世帯 生活保護受給世帯を除く	1/2 以内	
3. その他	次の条件のいずれにも該当する場合。ただし、生活保護受給世帯を除く。 ① 世帯全員が、市民税非課税であること ② 世帯の直近1年間の収入が、生活保護世帯の基準額と同程度未満であること ③ 市民税が課税されている者に、扶養されていないこと ④ 資産を活用しても、なお生活が困窮していると認められること ⑤ 預貯金額が一定額を超えないこと	① 保険料が第1段階に該当する方 1/2 以内 ② 保険料が第2段階に該当する方 第1段階に減額 ③ 保険料が第3段階に該当する方 第2段階に減額	当該申請日の属する月の初日から当該申請日の属する年度の末日までとする

6. 介護保険制度の円滑な実施に向けての特別措置

(1) 所得の低い方に対する利用料の軽減

社会福祉法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所、介護老人福祉施設など18項目のサービスについて、利用者負担の4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）が軽減される場合があります。

(2) 平成12年3月31日以前から特別養護老人ホームに入所中の方に対する特例

前年の収入に応じて、利用料や自己負担額及び食事及び居住費負担額が軽減される場合があります。

7. 介護保険に関するお問い合わせ・相談・苦情について

「市介護保険課」（電話 0584-81-4111 内線 2353～2355・2357～2359）や「地域包括支援センター」または、担当のケアマネジャー（居宅介護支援事業所）にご相談ください。

内容によって次のような専門の機関が調査、指導等を行います。

(1) 要介護認定や保険料等、市の処分に対する不服

岐阜県介護保険審査会

- ・ 岐阜県 高齢福祉課介護保険者係

〈所在地〉岐阜市藪田南2丁目1番1号

〈電話番号〉058-272-1111（内線 2599）

058-272-8296（直通）

- ・ 西濃県事務所 福祉課地域福祉係

〈所在地〉大垣市江崎町422番地3 西濃総合庁舎

〈電話番号〉0584-73-1111（内線 233）

(2) サービスへの苦情

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課

〈所在地〉岐阜市下奈良2丁目2番1号

岐阜県福祉・農業会館内4階

〈電話番号〉058-275-9826

(3) 事業者の指定基準違反

- ・ 岐阜県 高齢福祉課介護事業者係

〈所在地〉岐阜市藪田南2丁目1番1号

〈電話番号〉058-272-1111（内線 2601）

058-272-8298（直通）

- ・ 西濃県事務所 福祉課地域福祉係

〈所在地〉大垣市江崎町422番地3 西濃総合庁舎

〈電話番号〉0584-73-1111（内線 222）

(4) 大垣市内の地域包括支援センター

- ・ 大垣市地域包括支援センター

担当地区 : 安井・川並・洲本・浅草

〈所在地〉大垣市丸の内2丁目29番地（大垣市役所高齢福祉課内）

〈電話番号〉0584-82-1166

- ・ 地域包括支援センター大垣市社会福祉協議会

担当地区 : 興文・東・西・南・静里・南杭瀬・綾里・荒崎・日新

〈所在地〉大垣市馬場町124番地（総合福祉会館内）

〈電話番号〉0584-77-2255

担当地区 : 和合・三城・墨俣

〈所在地〉大垣市今宿5丁目1番地4（在宅福祉サービスステーション内）

〈電話番号〉0584-84-7111

担当地区 : 上石津

〈所在地〉大垣市上石津町牧田4780番地（上石津老人福祉センター悠楽苑内）

〈電話番号〉0584-48-0068

- ・ 大垣市地域包括支援センターお勝山

担当地区 : 宇留生・赤坂・青墓

〈所在地〉大垣市牧野町2丁目150番地1（お勝山ふれあいセンター内）

〈電話番号〉0584-71-5536

- ・ 大垣市地域包括支援センター中川ふれあい

担当地区 : 北・中川

〈所在地〉大垣市中川町4丁目668番地1（中川ふれあいセンター内）

〈電話番号〉0584-82-1701

8. 介護保険の実績

(1) 所得段階別被保険者数

(単位:人)

区分 年度	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階	10段階	11段階	12段階	計
平成30年度	5,958	2,918	2,824	7,105	6,402	6,579	5,944	2,834	1,756	503	228	600	43,651
令和元年度	5,865	3,028	2,912	6,828	6,500	6,765	5,935	2,915	1,773	505	231	614	43,871
令和2年度	5,826	3,212	3,065	6,542	6,554	6,814	6,003	2,907	1,875	498	230	639	44,165

(2) 要介護（要支援）認定者数 (単位：人)

年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成30年度末		904	1,079	1,319	1,376	1,224	1,092	663	7,657
令和元年度末		824	1,108	1,312	1,476	1,203	1,085	630	7,638
令和2年度末		957	1,086	1,404	1,423	1,263	1,105	610	7,848

(3) 居宅介護（介護予防）サービス受給者数（延べ） (単位：人)

年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成30年度		4,582	7,094	11,995	12,895	9,517	6,711	3,695	56,489
令和元年度		4,922	7,548	11,975	13,805	9,982	6,660	3,461	58,353
令和2年度		5,158	8,350	12,619	14,112	9,659	6,684	3,487	60,069

(4) 地域密着型（介護予防）サービス受給者数（延べ） (単位：人)

年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成30年度		109	152	2,973	2,555	2,481	1,777	1,077	11,124
令和元年度		77	210	2,882	2,857	2,735	1,805	998	11,564
令和2年度		59	154	3,060	2,934	2,569	1,671	911	11,358

(5) 施設介護サービス受給者数（延べ） (単位：人)

年度	区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	計
平成30年度		9,332	4,495	84	—	13,911
令和元年度		9,362	4,418	72	26	13,878
令和2年度		9,739	4,372	60	117	14,288

9. 介護保険事業運営状況

区分		平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算見込額	
第1号被保険者数（年間平均）（人）		43,432	43,730	44,018	
経 理 状 況	収 入	保険料（千円）	3,076,269	3,055,818	3,025,753
		国庫支出金（千円）	3,005,695	3,090,273	3,266,346
		支払基金交付金（千円）	3,375,556	3,463,939	3,562,739
		県支出金（千円）	1,820,627	1,866,741	1,944,033
		繰入金（千円）	1,842,604	1,945,234	2,027,500
		その他（千円）	1,730,450	1,660,103	1,754,137
		（A）収入計（千円）	14,851,201	15,082,108	15,580,508
	支 出	総務費（千円）	601,718	342,995	313,823
		保険給付費（千円）	12,065,408	12,497,783	12,913,609
		地域支援事業費（千円）	525,084	488,080	469,789
（B）支出計（千円）		13,192,210	13,328,858	13,697,221	
収支過不足額（A－B）（千円）		1,658,991	1,753,250	1,883,287	

国民健康保険

1. 概要

国民健康保険は昭和 36 年 1 月実施以来、財政の危機に直面しながらも、給付内容の充実向上に努め、被保険者の健康増進と福祉の向上を図りつつ、多額の市費を繰り入れ運営してきました。

しかしながら人口構造の急速な高齢化、医療技術の高度化などにより医療費の増加は保険財政を大きく圧迫し、国保財政は重大な危機に直面しています。

このような現状を踏まえ、平成 30 年度からは県が財政運営の責任を担い、市とともに国保の運営主体となり、事業の長期安定と地域住民の幸せを守る保険として役割を果たすべく“みんな健康、明るい家庭”をモットーに努力しています。

(1) 国保加入状況

区 分	総 数		国 保 加 入 状 況			
	人 口 (イ)	世 帯 (ロ)	被保険者	世 帯	加 入 率 (%)	
			(ハ)	(ニ)	ハ/イ	ニ/ロ
平成 31.4.1	161,308	66,205	32,248	19,930	19.99	30.10
令和 2.4.1	161,123	67,090	31,216	19,453	19.37	29.00
令和 3.4.1	160,485	67,809	30,817	19,436	19.20	28.66
増 減	△638	719	△399	△17		

(2) 国民健康保険被保険者状況

区分 年度	一般被保険者	退職者医療制度 該 当 者	計
平成 30 年度	32,943	178	33,121
令和元年度	31,737	23	31,760
令和 2 年度	31,225	0	31,225

(3) 保険給付

①療養の給付及び療養費

対象被保険者	給付割合
未就学児	8割
義務教育就学後 70 歳未満	7割
70 歳～74 歳	8割又は 7割

②出産育児一時金

支 給 額
1 件 404,000 円

※産科医療補償制度の対象分娩は 1 万 6 千円加算

③葬祭費

支 給 額	
1 件	50,000 円

④高額療養費

・70 歳未満の人

所得区分	自己負担限度額	多数該当
所得 901 万円超	252,600 円 (医療費が 842,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算)	140,100 円
所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 (医療費が 558,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算)	93,000 円
所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算)	44,400 円
所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

* 所得：旧ただし書き所得（総所得金額等から基礎控除額 43 万円を差し引いた額）

* 多数該当：過去 12 か月間に 4 回以上高額療養費を受けた場合の 4 回目以降の自己負担限度額

・70 歳以上 75 歳未満の人

所得区分			自己負担限度額		
			外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	多数該当
現 役 並 み 所 得 者	Ⅲ	課税所得 690 万円以上	/	252,600 円 (医療費が 842,000 円を超えた 場合は、超えた分の 1%を加算)	140,100 円
	Ⅱ	課税所得 380 万円以上		167,400 円 (医療費が 558,000 円を超えた 場合は、超えた分の 1%を加算)	93,000 円
	Ⅰ	課税所得 145 万円以上		80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えた 場合は、超えた分の 1%を加算)	44,400 円
一般			18,000 円 (年間限度額 144,000 円)	57,600 円	44,400 円
低所得Ⅱ			8,000 円	24,600 円	/
低所得Ⅰ				15,000 円	

⑤入院時食事療養費

対象被保険者		標準負担額
一般（下記以外の人）		1 食 460 円
住民税非課税世帯	90 日以内の入院（過去 12 か月間）	1 食 210 円
	90 日以上入院（過去 12 か月間）	1 食 160 円
70 歳以上で低所得Ⅰの人		1 食 100 円

(備考)

現役並み所得者：同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が二人以上で520万円未満、一人で383万円未満の場合は申請により「一般」の区分と同様となり2割負担となります。また地方税における扶養控除の見直しに伴い各種控除後の総所得金額が145万円以上となることにより、一部負担金の割合が上がる場合があることから、見直し前と同程度の負担となるよう、70歳から74歳までの被保険者が、療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合は前々年）の12月31日現在において世帯主であって、同一世帯に合計所得が38万円以下19歳未満の被保険者がいるものであった場合には、一部負担金の割合の判定に当たって、各種控除後の総所得金額等から調整のための金額（同一世帯に合計所得金額が（給与所得者については給与所得から10万円を控除して算定した合計所得金額）38万円以下である16歳未満の者を有する場合は、該当者の人数に33万円を乗じた金額または16歳以上19歳未満の者を有する場合は該当者の人数に12万円を乗じた額）を控除し判定します。

平成20年8月から、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて現役並み所得者となった高齢者単身世帯の場合、住民税課税所得が145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の旧国保被保険者も含めた収入合計が520万円未満の人は、「一般」を適用します。

低所得Ⅱ：国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯の人。

低所得Ⅰ：国保加入者全員と世帯主が住民税非課税かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の人。

平成27年1月以降、新たに70歳になる方がいる世帯の旧ただし書き所得（総所得金額から基礎控除額33万円を控除した額）の合計が210万円以下の世帯も「一般」の区分と同様となり2割負担と認定されます。

(4) 国民健康保険事業運営状況

区分		年度別	H30 年度決算額	R 元年度決算額	R2 年度決算額	
一般状況	世帯数 (世帯)		20,313	19,722	19,567	
	被保険者数 (人)		33,121	31,760	31,225	
	事務職員数 (人)		12	11	13	
経理状況	収	保険料 (千円)		3,215,946	3,121,682	2,950,071
		国庫支出金 (千円)		183	252	26,002
		県支出金 (千円)		10,798,904	10,297,508	9,841,785
		一般会計繰入金 (千円)		1,157,907	1,106,329	1,074,270
		その他 (千円)		3,129,558	2,874,675	2,460,572
		(A) 収入計 (千円)		18,302,498	17,400,446	16,352,700
	支	総務費 (千円)		172,217	176,249	183,808
		保険給付費 (千円)		10,515,415	10,112,387	9,708,221
		事業費納付金 (千円)		4,299,114	4,402,138	3,998,940
		保健事業費 (千円)		120,889	124,192	109,826
		その他 (千円)		346,041	152,610	61,187
		(B) 支出計 (千円)		15,453,676	14,967,576	14,061,982
	収支過不足額 (A - B) (千円)		2,848,822	2,432,870	2,290,718	
療養諸費	受診率 (%)		1,669.9	1,699.6	1,589.8	
	一件当たり費用額 (円)		22,527	22,180	23,031	
	一人当たり医療費用額 (円)		376,184	376,967	366,143	
保険料の状況	現年課税分	収納率 (%)		91.48	91.29	92.19
		前年対比率 (%)		99.91	99.79	100.99
		一世帯平均負担額 (円)		165,156	165,624	155,822
		一人平均負担額 (円)		101,290	102,847	97,645
	料配割合	所得割	医療分	7.15/100	7.15/100	7.00/100
			支援分	2.24/100	2.24/100	2.24/100
			介護分	1.9/100	1.9/100	1.9/100
		資産割	医療分	13.8/100	13.8/100	6.0/100
			支援分	4.2/100	4.2/100	1.8/100
			介護分	5.5/100	5.5/100	2.3/100
		均等割 (円)	医療分	24,700	24,700	24,700
			支援分	8,000	8,000	8,000
			介護分	8,800	8,800	8,800
		平等割 (円)	医療分	20,700	20,700	20,000
			支援分	6,800	6,800	6,800
			介護分	5,300	5,300	5,300
		限度額 (千円)	医療分	580	610	630
			支援分	190	190	190
			介護分	160	160	170

(5) 保険料

①賦課状況

(単位：千円)

年度		所得割	資産割	均等割	平等割	算出額	減免等 による額	保険料 軽減額	賦課限度額 を超える額	増減額	調定額	賦課 限度額
H30	医	1,530,313	184,244	835,132	405,240	2,954,929	2,965	342,494	215,473	△46,227	2,347,770	580
	支	479,427	56,070	270,488	133,121	939,106	935	111,468	64,042	△15,484	747,177	190
	介	168,430	20,787	93,931	47,467	330,615	103	36,771	24,345	△9,525	259,871	160
R元	医	1,526,826	177,902	798,996	392,725	2,896,449	2,800	331,609	238,896	△32,163	2,290,981	610
	支	478,334	54,140	258,784	129,010	920,268	886	107,930	75,434	△10,929	725,089	190
	介	162,617	18,771	88,282	44,774	314,444	311	35,148	24,411	△4,213	250,361	160
R2	医	1,487,626	76,319	776,099	371,233	2,711,277	35,494	322,487	217,374	△4,880	2,131,042	630
	支	476,040	22,891	251,368	126,219	876,518	11,413	106,211	73,682	△2,211	683,001	190
	介	166,482	7,527	85,967	43,905	303,881	6,011	34,688	26,315	△1,949	234,918	170

②国民健康保険料年度別収納状況

(現年度分)

(単位：円)

年度	区分	調定額	収入済額 (還付未済額含む)	収入未済額	収納率
H30	医	2,347,770,000	2,155,523,854	192,246,146	91.81%
	支	747,177,000	685,321,568	61,855,432	91.72%
	介	259,871,300	230,168,515	29,702,785	88.57%
R元	医	2,290,981,500	2,097,478,840	193,502,660	91.55%
	支	725,088,700	663,153,716	61,934,984	91.46%
	介	250,361,000	221,419,327	28,941,673	88.44%
R2	医	2,131,042,498	1,970,237,229	160,805,269	92.45%
	支	683,001,240	630,394,132	52,607,108	92.30%
	介	234,917,562	210,187,245	24,730,317	89.47%

(滞納繰越分)

(単位：円)

年度	区分	調定額	収入済額 (還付未済額含む)	不納欠損額	収入未済額	収納率
H30	医	555,743,784	99,226,082	130,691,613	325,826,089	17.85%
	支	173,348,688	30,983,997	40,567,046	101,797,645	17.87%
	介	84,932,506	14,722,164	19,901,218	50,309,124	17.33%
R元	医	510,215,478	95,109,740	128,597,481	286,508,257	18.64%
	支	160,572,504	29,889,258	40,242,626	90,440,620	18.61%
	介	78,566,061	14,631,606	19,279,375	44,655,080	18.62%
R2	医	472,207,638	94,876,038	108,287,253	269,044,347	20.09%
	支	149,383,056	30,166,249	34,149,631	85,067,176	20.19%
	介	72,351,557	14,210,566	16,127,686	42,013,305	19.64%

(低所得者軽減状況)

年度	区分	軽 減 対 象							
		7 割 軽 減		5 割 軽 減		2 割 軽 減		計	
		世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
H30	医	5,461	7,446	3,214	5,860	2,531	4,659	11,206	17,965
	支	5,461	7,446	3,214	5,860	2,531	4,659	11,206	17,965
	介	2,262	2,477	1,237	1,489	942	1,147	4,441	5,113
R元	医	5,325	7,192	3,172	5,629	2,433	4,438	10,930	17,259
	支	5,325	7,192	3,172	5,629	2,433	4,438	10,930	17,259
	介	2,221	2,396	1,138	1,358	876	1,078	4,235	4,832
R2	医	5,186	6,840	3,311	5,901	2,384	4,353	10,881	17,094
	支	5,186	6,840	3,311	5,901	2,384	4,353	10,881	17,094
	介	2,167	2,330	1,170	1,396	872	1,073	4,209	4,799

国民年金

1. 概要

わが国では、世界的に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、平成 29 年には、その多くが公的年金受給者である 65 歳以上人口が、3,500 万人を超えた。そのため、公的年金の果たす役割は今後ますます重要性を増し、またその性格上、長期的かつ安定的に運営することが求められる。

国民年金制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民年金に加入する人 国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の人で、次の 3 種類に区分される。 <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 号被保険者 自営業者・農林漁業者・フリーター・学生・無職の方など ・第 2 号被保険者 厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員など ・第 3 号被保険者 第 2 号被保険者に扶養されている配偶者 ○ 令和 3 年度国民年金保険料（月額）16,610 円 [令和 2 年度 16,540 円] ○ 年金給付の原則 国民年金からは、共通の基礎年金が支給され、厚生年金等からは、報酬比例の年金が基礎年金に上乗せされて支給される。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 国民年金事業

日本年金機構からの法定受託事務として、国民年金第 1 号被保険者に関する各種取得届、保険料納付の免除・猶予申請、学生納付特例申請、障害年金の受付などを行っている。

また、国民年金全般についての相談業務、各種同意に基づく日本年金機構への情報提供事務を、日本年金機構との協力・連携事務として行っている。

(1) 国民年金加入状況（令和 3 年 3 月 31 日現在） (単位：人)

第 1 号被保険者	任意加入者	計
16,555	209	16,764

(2) 付加保険料納付者（令和 3 年 3 月 31 日現在） (単位：人)

強 制	任 意	計
8	674	682

(3) 免除者・若年者納付猶予者・学生納付特例者（令和 3 年 3 月 31 日現在） (単位：人)

免 除 者					若年者納付	学生納付	産前産後	計
法定免除	全額免除	3/4 免除	半額免除	1/4 免除	猶予者	特例者	免除	
1,221	2,247	171	110	66	670	2,276	66	6,761

保健センター

市民の健康増進を図り、生活環境に即応した総合的な対人保健サービスを実施し、市民の健康づくりに寄与する。

1. 施設の概要

大垣市保健センター	所在地	大垣市東外側町2丁目24番地 TEL 75-2322
	敷地面積	2,321.71 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造4階建（急患医療センターを含む）
	延面積	1,989.37 m ²
	総事業費	510,000千円
	完成年月日	昭和60年3月23日
	建物内容	診療室(2)、医局、薬局、処置室、検査室、身体測定室、事務室(2)、ホール、衛生教育室、栄養指導室、講堂、会議室、母子研修室、乳幼児健診室(2)、相談室(2)、歯科衛生指導室、歯科健診室
大垣市上石津保健センター	所在地	大垣市上石津町上原1349番地 TEL 45-2933
	敷地面積	1,497.14 m ²
	構造	主体分 鉄筋コンクリート造 2階建 増築分 鉄筋コンクリート造 平屋建
	延面積	667.05 m ²
	総事業費	主体分 86,870 千円 増築分 39,188 千円
	完成年月日	主体分 昭和58年2月10日 増築分 平成17年1月31日
	建物内容	主体分 個人相談室、集団指導室(2)、内科診察室、歯科診察室、検査室、事務室(2)、和室、研修室 増築分 調理室
大垣市墨俣保健センター	所在地	大垣市墨俣町墨俣1141番地1 TEL 62-3112
	敷地面積	1,734.28 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造2階建
	延面積	832.58 m ²
	総事業費	337,001千円
	完成年月日	平成10年11月30日
	建物内容	内科健診室(2)、歯科検診室、準備室、検査室、調乳室、洗濯室、倉庫、多目的ホール、機能回復訓練室、集団指導室、事務室、相談室、栄養指導室、準備室、資料室、湯沸室、会議室

2. 健康づくり推進事業

(1) 健康づくり事業

区 分	内 容	回数	参加者数
ヘルスマイト 養成講座	食生活改善推進員を養成するために、健康づくりと生活習慣病予防の学習を実施。	5回	28人
食生活教室	推進員に対して健康づくりのための学習を実施。(食生活改善推進員育成)	9回	166人
地区伝達講習会	生活習慣病予防、日本型食生活、おやこの食育をテーマに、食生活改善推進員が地域住民に呼びかけて健康づくりのための普及啓発を実施。	100回	5,027人

(2) 成人健康診査

生活習慣病の発症リスクを高めるメタボリックシンドロームの予防や、疾病の早期発見を図るために、18歳～39歳の方を対象に健康診査を実施する。

回数	受診者数	受診結果の内訳		
		異常なし	要指導	要医療
9回	202人	59人	90人	53人

(3) 成人歯科健康診査（一般）

18歳～39歳の方を対象に、歯科疾患の早期発見及び早期治療を図り、8020運動を推進する。

区 分		受診結果の内訳		
		異常認めず	要指導	要精検
成人健診同時実施分	201人	78人	12人	111人

3. 母子保健事業

(1) 保健指導・健康教育

子どもが健やかに生まれ、育てられるように乳幼児の保護者に対し、正しい知識の普及を図るとともに助言・指導を行う。

区 分	内 容	回数	参加者数
母子健康手帳交付時指導	妊娠期に必要な栄養や生活の注意等の保健指導を実施。	—	1,181人
マタニティ教室	妊娠・出産・育児に関する知識を伝える「オンラインDEマタニティ教室」を6月から隔月実施。	5回	30人
ひよこ学級 (離乳食前期)	乳児期の離乳食の進め方、事故防止について保健指導を実施。(毎月実施)	9回	122組
ひよこステップ学級 (離乳食中期～後期)	離乳食の進め方の講義、う歯予防についての保健指導、個別相談を実施。(毎月実施)	11回	80組
乳幼児相談	発育発達や育児等に関する相談を実施。	75回	1,182人
子育て相談	発育発達や育児等に関する相談を実施。	86回	延410人
ゆうゆう広場 (遊びの教室)	遊びを通しての育児支援・発達及び育児相談を実施。	33回	延128人
地域の健康教育	保健・栄養・歯科・運動に関する知識の普及啓発を実施。	35回	延235人
フッ化物塗布	歯科疾患についての知識の普及とフッ化物塗布、歯科相談、歯科指導を実施。	12回	132人
5歳すこやか相談	保育園等を通じて相談票の記入、育児相談を実施。	—	1,384人
かるがもひろば	運動発達を促す親子遊びと子育て相談を実施。	9回	58人

(2) 健康診査

妊婦及び乳幼児に対し、心身の異常の早期発見と、適切な指導をするため、健康診査等を行う。

区 分	回 数	人 数
妊 婦 健 康 診 査	—	延 13,945人
マタニティ歯科健康診査	—	538人
新 生 児 聴 覚 検 査	—	999人
4 か 月 児 健 康 診 査	41回	1,159人
1 0 か 月 児 健 康 診 査	44回	1,149人
1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	48回	1,184人
3 歳 児 健 康 診 査	48回	1,222人

(3) 子育て世代包括支援センター(母子保健型)

区 分	内 容	相談延件数
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うため、妊娠、出産、育児に関する相談や情報提供を実施。	304件

(4) 訪問指導

区 分	内 容	延 人 数
訪 問 指 導	妊産婦、新生児、未熟児及び各乳幼児健康診査等で、指導の必要な方に対して訪問指導を実施。 (一部すこやか赤ちゃん訪問を含む。)	2,168人
すこやか赤ちゃん訪問	生後4か月を迎えるまでの乳児の家庭へ訪問指導を実施。	1,129人
育児支援家庭訪問	養育支援が特に必要と判断した家庭へ訪問指導を実施。	157人

(5) 母子保健推進員活動

区 分	内 容	延 人 数
母子保健推進員活動	乳幼児健康診査での身体計測やひよこ学級・成人健康診査での託児など。	365人

(6) 特定不妊治療事業補助金の交付

区 分	内 容	延助成件数
特定不妊治療事業補助金の交付	不妊で悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精に対し助成金を交付。	271件

(7) 一般不妊治療事業補助金の交付

区 分	内 容	延助成件数
一般不妊治療事業補助金の交付	不妊で悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療のうち人工受精に対し助成金を交付。	97件

(8) 未熟児養育医療の給付

区 分	内 容	給付実人数・日数
未熟児養育医療の給付	養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費の一部を給付。	17人 900日

4. 感染症予防事業

感染症の発生及びまん延予防のため、実施する。

(1) 結核検診

区 分	結核検診	肺結核患者	
	(直接撮影)	活動性	陳旧性
受 診 者 数	3,408人	0人	0人

(2) 定期予防接種

①乳幼児

区 分	ロタ	B型肝炎	ヒブ	小児肺炎球菌
接 種 者 数	1,126人	3,526人	4,842人	4,780人

四種混合	B C G	麻しん・風しん
4,813 人	1,178人	2,472人

水痘	日本脳炎	不活化ポリオ
2,445人	3,845 人	1人

※ 四種混合 . . . ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ

②学童

区 分	日本脳炎	二種混合	HPV
			(ヒトパピローマウイルス)
接 種 者 数	1,840人	1,267人	208人

※ 二種混合 ジフテリア・破傷風

日本脳炎 平成17年度から平成21年度にかけての接種の積極的勧奨の
(学童) 差し控えにより定期接種の対象者は20歳未満の方も含む。

③成人

区 分	風しんの追加的対策
抗体検査実施者数	2,610人
予 防 接 種 者 数	678人

④高齢者

区 分	インフルエンザ	肺炎球菌
接 種 者 数	28,967人	1,589人

5. 成人保健事業

(1) 健康手帳の交付

区 分	内 容	冊数
健康手帳の交付	自らの健康管理と適切な医療に役立てるため、40歳以上の保健事業参加者等に交付。	47冊 (再交付分を含む。)

(2) 健康教育

区 分	内 容	回数	延参加者数
一 般 健 康 教 育	生活習慣病の予防等、健康増進に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進に努めるため、健康教室を実施。	66回	805人
糖 尿 病 予 防 教 室 (再掲)	糖尿病の予防及び改善を図るための食生活の改善と運動実践教室を実施。	9 回	96人
本気でやせたい人の 運動教室 (再掲)	肥満解消のための運動実践教室を実施。	12回	84人

(3) 健康相談

区 分	内 容	回数	延参加者数
総 合 健 康 相 談	心身の健康に関する個別相談を実施。	88回	464人
重 点 健 康 相 談	糖尿病等について助言指導を実施。	9回	96人

(4) 訪問指導

区 分	内 容	延人員
訪 問 指 導	健康管理上指導が必要な方 (40歳以上64歳以下) 及びその家族等に対して、訪問指導を実施。	100人

(5) 健康診査

① 成人歯科健康診査 (メタボ歯科健康診査)

歯科疾患の早期発見、早期治療及び生活習慣病予防のため、40歳以上の方に歯科健康診査を実施する。

区 分	受診者数	受 診 結 果 の 内 訳		
		異常認めず	要指導	要精検
医 療 機 関 個 別	581人	59人	46人	476人

② 骨粗しょう症検診 (医療機関で6～10月に実施。)

ねたきり防止の観点から、40～70歳の女性を対象に骨粗しょう症についての正しい知識の普及を図るため、骨密度測定とその事後指導につとめる。

区 分	受診者数	受 診 結 果 の 内 訳		
		異常認めず	要指導	要精検
骨粗しょう症検診	749人	407人	182人	160人

③ 肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、40歳と41歳以上で過去に受診経験のない方を対象に、B・C型肝炎ウイルスの感染状況を認識し肝炎による健康障害を回避するために実施する。

区 分	回数	受診者数	受 診 結 果 の 内 訳	
			C型肝炎感染可能性あり	B型肝炎感染可能性あり
肝炎ウイルス検診	8回	57人	1人	0人

④ 医療保険未加入者等の健康診査

医療保険未加入者（生活保護世帯等）に対して、特定健康診査・特定保健指導に準ずる指導・歯科健康診査を実施する。

区 分	受診者数	受 診 結 果 の 内 訳		
		異常認めず	要指導	要精検
医療保険未加入者等の健康診査	5人	0人	0人	5人
医療保険未加入者等の歯科健康診査	5人	1人	0人	4人

(6) がん予防事業

がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がん死亡率を減少させることを目的として、がん予防健康教育、各種がん検診を実施する。

① 健康教育

区 分	回数	延受診者数
がん予防教育	20回	339人

② 検診

区 分	対象者	回 数	受診者数	要精密検査者数	精密検査結果				
					異常認めず	がん (疑い含む)	がん以外の 疾患	その他	
胃 が ん	50歳以上	23回	952人	57人	2人	0人	49人	6人	
胃がんリスク	40歳以上74歳以下	10回	154人	61人	0人	0人	25人	36人	
が子 ん宮	頸部 体部※	20歳以上女	—	4,565人	90人	11人	—	73人	6人
				920人	9人	1人	4人	3人	1人
肺 が ん	40歳以上	92回	4,228人	159人	49人	6人	89人	15人	
乳 が ん	35歳以上女	—	2,211人	203人	73人	15人	103人	12人	
大腸が ん	40歳以上	53回	3,078人	196人	37人	10人	128人	21人	
前立腺がん	50歳以上男	8回	289人	28人	4人	6人	11人	7人	

※子宮体部がん検診の対象者は、子宮頸部がん検診を受診し、出血等があり医師が必要と認めた人

(7) 特定保健指導

大垣市国民健康保険加入者で、特定健診において動機づけ支援・積極的支援と判断された方に対して特定保健指導を実施する。

※令和2年度は、継続中。(令和元年度、指導修了者は376名)

6. 高齢者保健事業

(1) 健康教育

活動的な85歳を目指し、健康の保持・増進と生活機能の維持・向上を図るために実施する。

区 分	内 容	回数	延参加者数
笑・話・歯動場	閉じこもり予防や健康の保持増進、情報交換及び運動習慣の確立を支援する教室を実施。	152回	2,473人
一 般 健 康 教 育	生活習慣病及び介護予防について、正しい知識の普及啓発を実施。	155回	2,697人

(2) 健康相談

区 分	内 容	回数	延参加者数
健 康 相 談	心身の健康に関する個別相談を実施。	51回	435人

(3) 訪問指導

区 分	内 容	延人員
訪 問 指 導	健康管理上及び介護予防のために指導が必要な方(65歳以上)、及びその家族等に対して訪問指導を実施。	237人

(4) 人材育成

区 分	内 容	修了者数
シルバーリハビリ体操指導士養成講座	住民主体の介護予防教室を広く展開するため、シルバーリハビリ体操が指導できる人材育成を実施。	20人

(5) 在宅ねたきり者訪問歯科健康診査

区 分	内 容	回数	人数
在宅ねたきり者訪問歯科健康診査	在宅ねたきり者を対象に、自宅での歯科健康診査を実施。	1回	1人

7. 献血

区 分	回 数	本 数
事業所・学校等	103回	4,314本
定期街頭	12回	392本

※内4,644本については400ml献血

8. 休日診療所

休日等における急病の医療需要に対応し、効率的な救急医療体制の確保及び充実を図るため休日診療を行っている。

区 分	診療日数	診療人員	1日平均診療数
急患医療センター(内科・小児科)	71日	749人	10.5
小児夜間救急室	99日	133人	1.3
休日歯科診療所	73日	366人	5.0

障害者支援施設 柿の木荘

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス利用の支給決定を受けた18歳以上の知的障がい者に、日常生活上の支援と介護を行うとともに、在宅の知的障がい者、障がい児の短期入所事業及び日中一時支援事業を行う施設。

その他、各種福祉サービスを受けるための相談支援事業、計画相談、及び障害支援区分認定調査を行う。

1. 施設の概要

① 所在地	大垣市古宮町397番地1 TEL 89-9500
② 敷地面積	4,161.00 m ²
③ 構造	鉄筋コンクリート造平屋建 作業棟・鉄骨造平屋建
④ 延面積	1,414.72 m ²
⑤ 総工費	370,101 千円
⑥ 開設日	平成2年5月1日
⑦ 建物内容	事務室、指導員室、医務室、静養室、食堂、調理室、相談室、機械室、浴室、洗濯室、リネン室、居室（19）、作業棟ほか

2. 事業内容

(1) 障害者支援施設（障害福祉サービス：施設入所支援・生活介護）
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施設入所支援支給決定を受けた18歳以上の知的障がい者が入所し、必要な日常生活上の支援と介護を行う。また、昼間のサービスとして生活介護支給決定を受けた入所者及び在宅の知的障がい者に必要な日常生活上の支援と介護、日中活動（創作活動等）を提供し、必要な生活の能力の維持・向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援定員 30人（男18人・女12人） ・ 生活介護定員 60人（うち30人は在宅の方）
(2) 短期入所事業（障害福祉サービス）
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス受給者証を所持する障がい児者の方で、一時的理由により居宅での介護を受けることができない場合に、必要な保護を行うことにより福祉の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用期間 原則として障害福祉サービス受給者証に記載されている利用限度日数 ・ 定員 1日あたり最大4人
(3) 一般相談支援事業
<p>障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方が地域生活へ移行するための支援や、居宅においてひとり暮らしをしている方等の夜間や緊急時における支援を行う。</p>
(4) 特定相談支援事業
<p>障がいのある方が障害福祉サービスを利用する前の、サービス等利用計画案の作成、支給決定時の計画作成及び一定期間ごとのモニタリング実施等の支援を行う。</p>
(5) 障害児相談支援事業
<p>障がいのある児童が障害児通所支援を利用する前の、障害児支援利用計画案の作成、支給決定時の計画作成及び一定期間ごとのモニタリング実施等の支援を行う。</p>
(6) 岐阜県障がい児等療育支援事業（県委託事業）
<p>在宅の重症心身障がい児、知的障がい児及び発達障がい児等で障害福祉サービス等を利用できない状況にある障がい児等に対して施設の有する機能を活用して療育を実施し、地域生活を送る上での必要な生活の能力の維持・向上を図る。</p>

(7) 相談支援事業（市町村委託事業）（地域生活支援事業）
在宅の知的障がい者（児）及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等及び関係機関との連絡調整等の必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的とする。
(8) 日中一時支援事業（地域生活支援事業）
介護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった方を日中一時的に預かることにより、日中活動の場を提供するとともに、その家族の負担を軽減することを目的とする。
(9) 障害支援区分認定調査事業
障害福祉サービスの受給に必要な障害支援区分を調査する。

3. 入所及び実施状況等

(1) 障害支援施設（令和3年4月1日現在）

年齢 性別	18～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～49	50～59	60以上	計
	男	0 (0)	0 (0)	1 (9)	1 (7)	0 (3)	8 (1)	5 (1)	3 (0)
女	0 (0)	0 (2)	0 (3)	0 (0)	1 (0)	4 (1)	4 (2)	3 (1)	12 (9)
計	0 (0)	0 (2)	1 (12)	1 (7)	1 (3)	12 (2)	9 (3)	6 (1)	30 (30)

※（ ）内通所利用者

(2) 短期入所事業（令和2年度実績）

障がい児者（実数）	266 人
障がい児者（延数）	1,362 人

(3) 日中一時支援事業（令和2年度実績）

障がい児者（実数）	333 人
障がい児者（延数）	2,149 人

(4) 岐阜県障がい児等療育支援事業・訪問相談（令和2年度実績） 0 件

(5) 障害支援区分認定調査（令和2年度実績） 77 件

(6) 特定・障害児相談支援事業 （令和2年度実績）

区分	計画相談		合計
	新規	継続	
大垣市	95	244	339
養老町	10	32	42
海津市	2	2	4
垂井町	16	32	48
関ヶ原町	0	2	2
神戸町	6	13	19
輪之内町	4	11	15
安八町	3	10	13
池田町	1	4	5
大野町	0	0	0
揖斐川町	1	2	3
白川町	0	0	0
岐阜市	1	3	4
羽島市	0	0	0
合計	139	355	494

(7) 相談支援事業（地域生活支援事業） （令和2年度実績）

区分	相談
大垣市	176
養老町	140
海津市	29
垂井町	33
関ヶ原町	18
神戸町	32
輪之内町	1
安八町	0
池田町	4
大野町	0
揖斐川町	0
合計	433

生活保護法に基づいて、身体上又は精神上に著しい障がいがあるため、独立して日常生活を営むことのできない方の入所施設。

1. 施設の概要等

① 所在地	大垣市牧野町2丁目150番地1 TEL 71-1683
② 敷地面積	5,787.45 m ² (お勝山ふれあいセンターに併設)
③ 構造	鉄筋コンクリート造3階建
④ 延面積	2,475.59 m ²
⑤ 総工費	改築 887,000 千円
⑥ 完成日	創設 昭和34年4月1日 改築 平成5年3月25日
⑦ 建物内容	居室、静養室、食堂、集会室、浴室、医務室、事務室、介護職員室、面接室、洗濯室、作業室ほか
⑧ 指定管理	大垣市社会福祉事業団 (平成26年4月1日～令和6年3月31日)

2. 事業内容

(1) 身体上又は精神上に著しい障がいがあるため、日常生活の扶助を行う
(2) 入所者の生活の向上及び更生のための援助
(3) 機能回復や機能の減退防止を図るための作業及び活動
(4) レクリエーション行事の参加
(5) 入所定員 70人 (2人部屋：29室、4人部屋：3室)

3. 入所状況 (令和3年4月1日現在)

(単位：人)

年齢 性別	年齢					計
	18～39	40～59	60～64	65～69	70以上	
男	1	6	8	4	19	38
女	0	3	4	6	14	27
計	1	9	12	10	33	65

お勝山ふれあいセンター

養護老人ホーム 養 老 華 園

65歳以上の人で、環境上及び経済的理由により、在宅において生活することが困難な方を養護する施設。

1. 施設の概要

① 所在地	大垣市牧野町2丁目150番地1 TEL 71-4197
② 敷地面積	5,787.45 m ² (お勝山ふれあいセンター)
③ 構造	鉄筋コンクリート造4階建
④ 延面積	3,739.58 m ²
⑤ 総工費	1,162,000 千円
⑥ 完成日	平成6年12月15日
⑦ 建物内容	居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、医務室、介護職員室、面接室、洗濯室ほか
⑧ 定員	70人 (個室：70室)
⑧ 指定管理	大垣市社会福祉事業団 (平成26年4月1日～令和6年3月31日)

2. 入所状況 (令和3年4月1日現在)

(単位：人)

年齢 性別	年齢							計
	～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～	
男	2	4	4	2	5	0	0	17
女	2	11	6	9	9	1	2	40
計	4	15	10	11	14	1	2	57

デイサービスセンター

主として介護保険法に規定する要介護者等に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする施設。

1. 施設の概要・令和2年度運営状況

養老華園 デイサービスセンター	① 所在地	大垣市牧野町2丁目150番地5 TEL 71-4411
	② 敷地面積	5,787.45 m ² (お勝山ふれあいセンター)
	③ 構造	鉄筋コンクリート造平屋建
	④ 延面積	435.66 m ²
	⑤ 総工費	139,586 千円
	⑥ 完成日	平成3年4月25日 (開設)
	⑦ 建物内容	食堂、日常動作訓練室、浴室、休養室、相談室、介護職員室ほか
	⑧ 指定管理	大垣市社会福祉事業団 (平成26年4月1日～令和6年3月31日)
	⑨ 運営日	月曜日～土曜日 ※国民の祝日を除く
	⑩ 運営時間	8:45～16:00
	⑪ 定員	25人/日
	⑫ 運営実績	(令和2年度 日数) 310日 (令和2年度 延利用者数) 5,245人
上石津 デイサービスセンター	① 所在地	大垣市上石津町牧田4690番地2 TEL 48-0061
	② 敷地面積	3,492.00 m ² (車庫用地等を含む)
	③ 構造	鉄筋コンクリート造平屋建
	④ 延面積	791.50 m ²
	⑤ 総工費	257,670 千円 (設計監理・工事)
	⑥ 完成日	平成12年2月26日
	⑦ 建物内容	食堂、日常動作訓練室、浴室、静養スペース、相談室、事務室ほか
	⑧ 指定管理	大垣市社会福祉協議会 (平成31年4月1日～令和6年3月31日)
	⑨ 運営日	月曜日～土曜日 ※国民の祝日を除く
	⑩ 運営時間	9:30～16:30
	⑪ 定員	30人/日
	⑫ 運営実績	(令和2年度 日数) 308日 (令和2年度 延利用者数) 7,188人
墨俣 デイサービスセンター	① 所在地	大垣市墨俣町墨俣1141番地1 TEL 62-3184
	② 敷地面積	墨俣保健センターと併用
	③ 構造	鉄筋コンクリート造2階建
	④ 延面積	825.48 m ²
	⑤ 総工費	320,229 千円 (建築工事・設計監理・備品)
	⑥ 完成日	平成14年3月20日
	⑦ 建物内容	食堂、日常動作訓練室、浴室、研修室・ボランティア室、事務室ほか
	⑧ 指定管理	大垣市社会福祉協議会 (平成31年4月1日～令和6年3月31日)
	⑨ 運営日	月曜日～土曜日 ※国民の祝日を除く
	⑩ 運営時間	9:30～16:30
	⑪ 定員	25人/日
	⑫ 運営実績	(令和2年度 日数) 310日 (令和2年度 延利用者数) 5,638人

ひとり暮らしや高齢者夫婦の人、家庭環境や住宅事情、また身体機能の低下や高齢のため居宅での生活が不安な60歳以上の人（ただし、夫婦又は親族で利用される場合は、いずれか一方が60歳以上であること）に明るく健康的な生活の場を提供する施設である。

1. 施設の概要

① 所在地	大垣市牧野町2丁目150番地1	TEL 71-3434
② 敷地面積	5,787.45 m ² （お勝山ふれあいセンター）	
③ 構造	鉄筋コンクリート造4階建の3階・4階部分	
④ 延面積	1,768.00 m ²	
⑤ 総工費	558,392 千円	
⑥ 完成日	平成9年3月27日	
⑦ 建物内容	居室、相談室、談話室、食堂兼娯楽室、洗濯室、浴室、介護職員室ほか	
⑧ 定員	30人（個室：26室、2人部屋：2室）	
⑨ 指定管理	大垣市社会福祉事業団（平成26年4月1日～令和6年3月31日）	

2. 入所対象者

(1) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。
(2) 原則として60歳以上の者（夫婦又は親族で利用する場合はいずれか一方が60歳以上）。

3. 利用料金（月額）

① 管理費	42,000円
② 生活費	46,943円
③ 事務費	10,000～61,400円

4. 入所状況（令和3年4月1日現在）

（単位：人）

年齢 区分	～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～	計
	男	1	0	1	2	0	0	
女	0	0	3	5	9	2	3	22
計	1	0	4	7	9	2	3	26

老人福祉センター

60歳以上の高齢者に対して、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養、レクリエーション活動の場を提供し、健康で明るい生活を送っていただくための施設である。

1. 施設の概要・令和2年度運営状況

老人福祉センター	① 所在地	大垣市寺内町4丁目94番地1	TEL 73-5002
	② 敷地面積	2,182.73	m ²
	③ 構造	鉄筋コンクリート造2階建	
	④ 延面積	1,310.00	m ² (車庫を含む)
	⑤ 総工費	187,230	千円
	⑥ 完成日	昭和50年3月27日	
	⑦ 建物内容	1階 娯楽室(3)、機能訓練室、会議室、食堂兼図書室、浴室ほか 2階 大広間、娯楽室、小広間、ステージほか	
	⑧ 指定管理	大垣市社会福祉協議会 (平成31年4月1日～令和6年3月31日)	
	⑨ 開館日時	一般施設 月曜日～土曜日 (敬老の日以外の祝日・12/29～1/3を除く) 9:00～17:00	
		うち浴室 月・水・金曜日 12:00～15:00	
⑩ 運営実績	(令和2年度 開館日数) 246日	うち入浴日 125日	
	(令和2年度延利用者数) 11,265人	うち入浴者数 4,880人	
かたらいプラザ (お勝山ふれあいセンター内)	① 所在地	大垣市牧野町2丁目150番地1	TEL 71-2211
	② 敷地面積	5,787.45	m ² (お勝山ふれあいセンター)
	③ 構造	鉄筋コンクリート造4階建の1階・2階部分	
	④ 延面積	1,292.88	m ²
	⑤ 総工費	394,968	千円
	⑥ 完成日	平成9年4月1日 (開設)	
	⑦ 建物内容	1階 娯楽集会室(3)、浴室 2階 料理実習室、会議室、教養娯楽室(2)、カラオケルームほか	
	⑧ 指定管理	大垣市社会福祉事業団 (平成26年4月1日～令和6年3月31日)	
	⑨ 開館日時	一般施設 木曜日を除く毎日 (祝日の翌日 (その日が日曜日又は木曜日のときはその翌日)・12/29～1/3を除く) 9:00～21:00	
		うち浴室 月・水・金曜日 12:00～15:00 (60歳以上の者・身体障がい者) 第1・3日曜日 12:00～15:00 (一般開放)	
⑩ 運営実績	(令和2年度 開館日数) 212日	うち入浴日 122日	
	(令和2年度延利用者数) 9,650人	うち入浴者数 4,195人	

上石津老人福祉センター (通称 悠楽苑)	① 所在地	大垣市上石津町牧田4780番地 TEL 46-3301
	② 敷地面積	4,378.18 m ² (車庫用地等を含む)
	③ 構造	鉄筋コンクリート造平屋建・一部鉄筋造2階建
	④ 延面積	971.21 m ² (車庫、倉庫を除く)
	⑤ 総工費	263,774.5 千円 (土地造成等・設計監理・工事・備品)
	⑥ 完成日	平成元年3月20日 (増築 平成5年1月26日)
	⑦ 建物内容	1階 集会室、娯楽室、健康生活相談室、栄養指導室、多目的室、浴室ほか 2階 研修室(2)ほか
	⑧ 指定管理	大垣市社会福祉協議会 (平成31年4月1日～令和6年3月31日)
	⑨ 開館日時	一般施設 月曜日～金曜日 (敬老の日以外の祝日・12/29～1/3を除く) 9:00～17:00
		うち浴室 月曜日～金曜日 10:30～16:00
⑩ 運営実績	(令和2年度 開館日数) 205日 うち入浴日 205日 (令和2年度延利用者数) 5,952人 うち入浴者数 2,734人	
墨俣老人福祉センター	① 所在地	大垣市墨俣町上宿451番地1 TEL 62-3116
	② 敷地面積	3,536.27 m ² (ゲートボール場等を含む)
	③ 構造	鉄筋コンクリート造平屋建
	④ 延面積	592.87 m ²
	⑤ 総工費	164,740 千円 (設計監理・工事・備品)
	⑥ 完成日	昭和59年3月15日
	⑦ 建物内容	集会室、教養娯楽室、生活相談室、栄養指導室、機能回復訓練室、浴室ほか
	⑧ 指定管理	大垣市社会福祉協議会 (平成31年4月1日～令和6年3月31日)
	⑨ 開館日時	一般施設 月曜日～金曜日 (敬老の日以外の祝日・12/29～1/3を除く) 9:00～17:00
		うち浴室 月・水・金曜日 13:00～16:00
ゲートボール場及びペタンクコート 6:00～19:00		
⑩ 運営実績	(令和2年度 開館日数) 205日 うち入浴日 125日 (令和2年度延利用者数) 5,243人 うち入浴者数 913人	

障害福祉サービス事業所 **かわなみ作業所**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス利用の支給決定を受けた障がい者に、家庭から通所していただき、働くことを通じて、必要な生活支援、作業支援を行うことを目的としている施設。

1. 施設の概要等

① 所在地	大垣市古宮町1537番地 TEL 89-1021
② 構造	鉄骨造平屋建
③ 延面積	1,917.74 m ²
④ 開設日	昭和58年4月1日
⑤ 建物内容	事務室、会議室、相談室、医務室、更衣室、作業室(5)、物品庫、食品加工室、ボランティア室、食堂、車庫、倉庫ほか
⑥ 定員	100人
⑦ 通所方法	作業所専用バスで通所又は自力通所している。
⑧ 作業工賃	授産収入から出勤日数、作業能率等に応じ支給する。

2. 事業内容

(1) 運営理念	
① 自立	日常生活、社会生活の自立をめざす。
② 共生	人々が互いに助け合い、共に生きることをめざす。
(2) 運営方針	
① 生活介護	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創造的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
② 就労継続支援 B 型	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労への移行に向けて支援する。

3. 作業種目

(1) 受託作業	
ハンガーの組立、紙袋ひもとおし、パソコン等の解体、各種部品組立・袋詰め、古紙等リサイクル、ダンボール加工、東公園・杭瀬川公園清掃、公設市場清掃など	
(2) 自主製品製造作業	
食品加工（かすてら、かりんとうの製造販売）、農作業（季節野菜の生産販売）、育苗（花の苗、野菜の苗の生産販売）、縫製（手作り小物の製造販売）、ぼかし製造販売、手袋・靴下・エコバッグ等仕入れ販売、廃品回収（アルミ缶、牛乳パック）など	

4. 利用者数（令和3年4月1日現在）

年齢 性別	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	計
男	1 人	11 人	14 人	24 人	12 人	3 人	65 人
女	1 人	5 人	4 人	13 人	8 人	1 人	32 人
計	2 人	16 人	18 人	37 人	20 人	4 人	97 人

総合福祉会館

市民の福祉活動を推進し、市民の福祉向上に寄与することを目的に設置された施設。

1. 施設の概要等

① 所在地	大垣市馬場町124番地	TEL 78-8181
② 敷地面積	1,677.16 m ²	
③ 構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）5階建	
④ 延面積	2,395.68 m ²	
⑤ 総工費	496,150 千円	
⑥ 完成日	昭和60年6月30日	
⑦ 建物内容	1階	市社会福祉協議会事務局（地域福祉課、経営企画課）・岐阜県共同募金会大垣市支会事務局・大垣市ボランティア市民活動支援センター
	2階	市社会福祉協議会事務局（総合相談支援課）・市障害者団体連絡協議会・更生保護サポートセンター
	3階	大垣地域シルバー人材センター・調理室・視聴覚室・会議室
	4階	研修室(2)・教養室(2)・相談室（心配ごと）
	5階	ホール(275席) ※補聴システム（アシストホーン）完備

2. 利用料金

(単位：円)

室名	利用料金	午前	午後	夜間	全日	時間延長 (1時間につき)	冷暖房料金 (1時間につき)		収容人員 (人)	
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 16:00	17:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00		冷房	暖房		
		(1時間につき)								
3階	会議室	2,510	3,150	4,420	8,850	870	210	310	24	
	視聴覚室	620	870	1,250	2,510	240	100	100	5	
	調理室	3,780	3,780	5,050	10,110	990	210	310	20	
4階	第1研修室	1,250	1,630	2,510	5,050	490	100	210	24	
	第2研修室	1,880	2,510	3,780	7,570	750	210	310	50	
	第1教養室(和室)	620	870	1,250	2,510	240	100	100	15	
	第2教養室(和室)	1,250	1,630	2,510	5,050	490	100	100	20	
5階	ホール	平日	8,850	15,170	22,760	37,940	6,310	1,970	3,300	275
		土・日・休日	12,640	22,760	31,610	56,910	8,850			

※ 入場料等を徴収する場合は、割増料金。

3. 利用状況（令和2年度）

区分	ホール	会議室	第1・2 研修室	第1・2 教養室	視聴覚室	調理室	合計	利用 日数
件数(件)	96	239	469	149	15	4	972	
回数(回)	99	271	473	191	27	5	1,066	
利用人数(人)	3,257	1,650	5,775	837	100	35	11,654	

中川ふれあいセンター

地域福祉センターとして、高齢者、障がい者、児童、地域住民等が幅広く利用できる施設。

1. 施設の概要等

① 所在地	大垣市中川町4丁目668番地1 TEL 82-8888	
② 敷地面積	3,353.47 m ²	
③ 構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）4階建	
④ 延面積	4,165.07 m ²	
⑤ 総工費	1,505,204 千円	
⑥ 完成日	平成5年12月20日	
⑦ 建物内容	1階	受付事務室・相談室・ラウンジ・ふれあいコーナー・浴室(2)・サウナ
	2階	和室集会室（舞台付）・幼児室・研修室(2)・作業室・会議室(2)・訓練室・娯楽室(2)・ボランティア室
	3階	ふれあいホール（398席）・ホワイエ・控室
	4階	映写室・機械室
⑧ 開館時間	○ 浴室以外の各室	9:00 ～ 21:00
	○ 浴室	12:00 ～ 15:00（月・水・金） ※ 市内在住の60歳以上の方及び身体障害者手帳をお持ちの方。
		12:00 ～ 15:00（第1・3日曜日） ※ 市内在住の一般の方に開放。
⑨ 休館日	木曜日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）・国民の祝日の翌日（その日が日曜日または木曜日にあたる場合は、その翌日）	

2. 利用料金

（単位：円）

室名	利用料金	午前	午後	夜間	全日	時間延長 (1時間)	冷暖房料金 (1時間)	
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 16:00	17:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00		冷房	暖房
ホール	平日	10,110	16,420	24,020	40,470	7,570	3,330	3,840
	土・日、休日	13,880	24,020	32,870	59,450	10,110		
集会室（全室）		4,420	5,680	8,200	16,420	1,630	1,200	
集会室（大）		3,150	4,150	6,310	12,640	1,250	650	
集会室（小）		1,880	2,510	3,780	7,570	750	540	
会議室（大）		1,630	2,010	2,900	5,680	620	310	
会議室（小）		620	870	1,250	2,510	240	100	
第1研修室		1,250	1,630	2,510	5,050	490	210	
第2研修室		1,250	1,630	2,510	5,050	490	210	
作業室		1,250	1,630	2,510	5,050	490	210	
ボランティア室		750	990	1,500	3,020	360	100	
第1娯楽室		750	990	1,500	3,020	360	100	
第2娯楽室		750	990	1,500	3,020	360	100	

※ 入場料等を徴収する場合は、割増料金。

3. 利用状況（令和2年度）

区分	ホール	集会室	会議室	第1・2 研修室	作業室	ボラン ティア室	第1・2 娯楽室	訓練室	幼児室	浴室	合計
件数(件)	10	124	415	291	76	254	112	131	97	—	1,510
回数(回)	21	138	556	318	86	258	118	131	103	—	1,729
利用人数(人)	570	2,585	2,910	1,997	753	1,151	747	957	610	5,622	17,902

社会福祉事業団

社会福祉事業団は、公益性の強い社会福祉の専門的な機関として、本市が設置した福祉施設の経営を受託し、本市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、公設民営の長所を生かした柔軟で効果的な運営と利用者に対するサービスの向上に努め、広く市民福祉の向上と推進に寄与すること及び、より一層の社会福祉事業の成果を得ることを目的として設立された。

1. 組織の概要等

① 名 称	社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団
② 事 務 局	大垣市牧野町2丁目150番地1 TEL 71-3918
③ 設 立	平成2年3月28日（平成2年4月1日事業開始）
④ 基本財産	300万円（大垣市出資） くすのき苑舎1棟（4,405.85 m ² ） （鉄骨鉄筋コンクリート造スレートぶき・陸屋根3階建）
⑤ 役 員	評議員 11人 理事 10人 監事 2人
⑥ 事業内容	1. くすのき苑の経営（特別養護老人ホーム）
	2. 柿の木荘の経営（障害者支援施設）
	3. お勝山ふれあいセンター ・ 牧野華園の経営（救護施設） ・ 養老華園の経営（養護老人ホーム） ・ 養老華園デイサービスセンターの経営 ・ ケアハウスお勝山の経営（軽費老人ホーム） ・ かたらいプラザの経営（老人福祉センター） ・ お勝山在宅介護支援センターの経営（老人介護支援センター） ・ 地域包括支援センターお勝山の経営（地域包括支援センター）
	4. 中川ふれあいセンター ・ 中川ふれあいセンターの経営（地域福祉センター） ・ 中川ふれあいホームの経営（小規模多機能型居宅介護事業） ・ 中川在宅介護支援センターの経営（老人介護支援センター） ・ 地域包括支援センター中川ふれあいの経営（地域包括支援センター）
	5. ひまわり学園の経営（障害児発達支援事業）
⑦ 組織図	<pre> graph LR A[理事長] --- B["評議員会 評議員(11) 理事会 理事(10)・監事(2)"] B --- C[事務局] C --- D["受託施設 (8施設)"] C --- E["直営施設 (2施設)"] </pre>

社会福祉協議会

本市における社会福祉事業を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的として、昭和30年7月、民生児童委員を中心に社会福祉関係団体の参画により、社会福祉協議会が結成された。昭和50年3月14日には、社会福祉法人として、住民主体の理念に基づいて、誰もが安心して暮らせることができる地域福祉の実現をめざした活動をさらに進めていくこととなった。以後、市行政の取り組む福祉対策と相まって、住民ニーズにそった福祉事業を展開してきた。

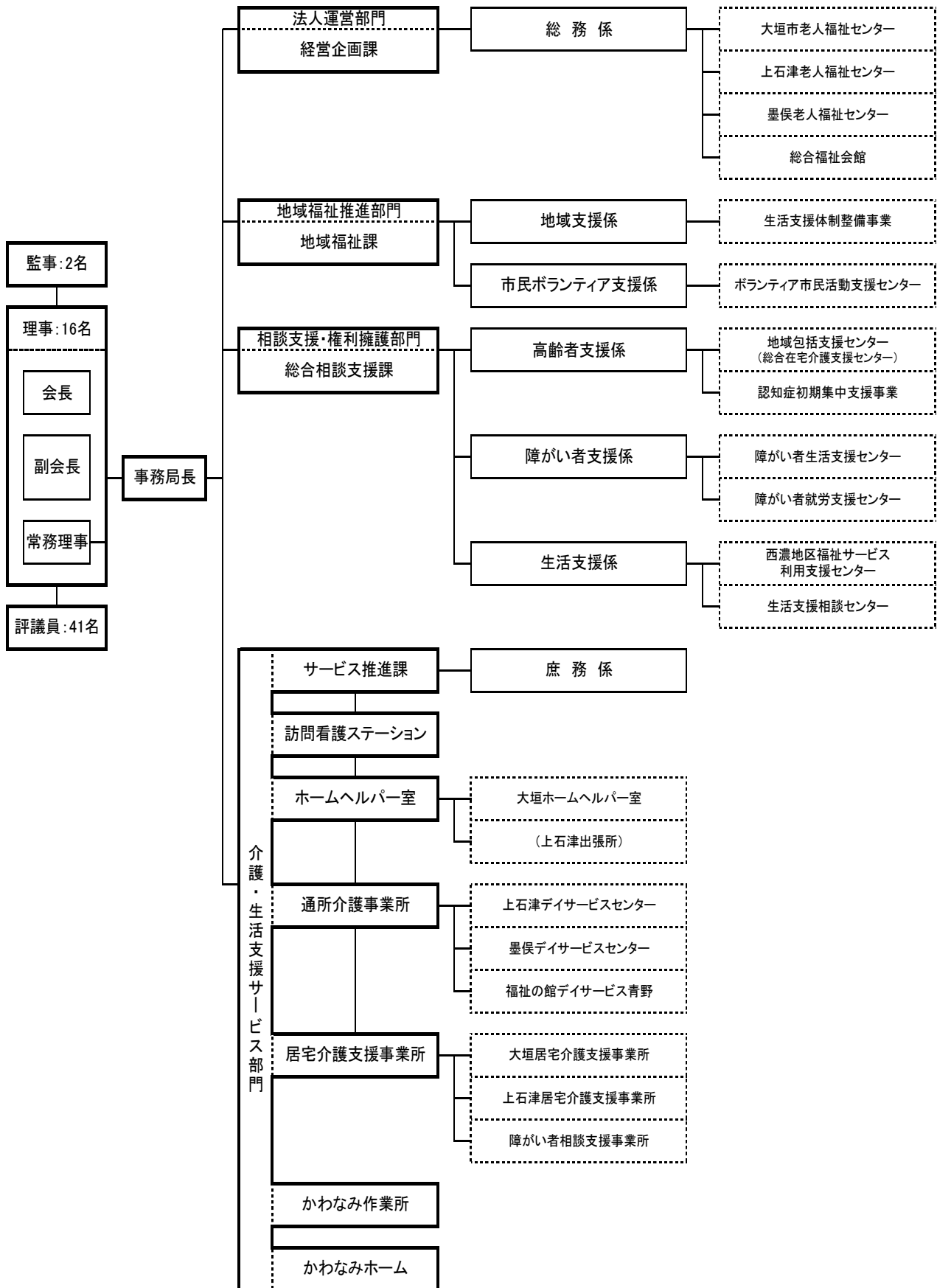
“ふれあいのあるまちづくり”の実現のため、20地区社会福祉推進協議会による地域福祉活動の推進を図るとともに、小・中・高等学校や幼保園、幼稚園、保育園による福祉教育、さらにはボランティア市民活動支援センターによる各種ボランティア活動の啓発・育成指導を積極的に推進している。また、平成12年度は介護保険制度が、平成18年度からは障害者（児）の障害者自立支援法がスタートし、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、相談業務（地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者生活支援センター、障がい者就労相談支援センター、福祉サービス利用支援センター、生活支援相談センター）や在宅福祉サービス（訪問介護・訪問看護・通所介護等介護保険関係、障害福祉サービス）の各種事業を円滑に運営している。

また、平成18年度より指定管理者として大垣市総合福祉会館、かわなみ作業所、大垣市・上石津・墨俣老人福祉センター、上石津・墨俣デイサービスセンターの運営管理にあたっている。

1. 組織の概要等

① 名 称	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会		
② 事 務 所	大垣市馬場町124番地（総合福祉会館内）	TEL	78-8181
③ 設 立	昭和50年3月14日		
④ 基 本 財 産	350万円		
⑤ 役 員	評議員 37～41人	理事 15～17人	監事 2人
⑥ 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 居宅介護等事業の経営 (9) 障害福祉サービス事業の経営 (10) 特定相談支援事業の経営 (11) 障害児相談支援事業の経営 (12) 老人デイサービス事業（大垣市上石津デイサービスセンター、大垣市墨俣デイサービスセンター、福祉の館デイサービス青野）の経営 (13) 老人福祉センター（大垣市老人福祉センター、大垣市上石津老人福祉センター、大垣市墨俣老人福祉センター）の経営 (14) 大垣市総合福祉会館の経営 (15) 大垣市立かわなみ作業所の経営 (16) 包括的支援事業の受託 (17) 障害者生活支援事業の受託 (18) 障害者就労相談支援事業の受託 (19) 老人在宅介護支援センターの経営 (20) 生活福祉資金貸付事業 (21) 心配ごと相談事業 (22) 福祉サービス利用援助事業 (23) 居宅介護支援事業の経営 (24) 移動支援事業の経営 (25) 生活支援体制整備事業 (26) その他この法人目的達成のため必要な事業 ○ 公益を目的とする事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大垣市訪問看護ステーションの事業 (2) 西濃地域成年後見支援センターの事業 (3) 自立相談支援事業 		

＜令和3年度 大垣市社会福祉協議会組織図＞



シルバー人材センター

人口の高齢化に伴い、働く意欲のある高齢者が増加し、高齢者の願いに応えるためのシステムとして、昭和 58 年 9 月にシルバー人材センターを設立。その後、昭和 61 年 9 月に不破郡垂井町と広域事業を開始、名称も大垣地域シルバー人材センターと変更する。西濃圏域の合併により、平成 18 年 4 月 1 日に上石津町シルバー人材センターを解散し大垣地域シルバー人材センターに統合、また墨俣町については、シルバー人材センター未設置のため統合に伴う新地区となる。センターには、おおむね 60 歳以上の方であって健康で働く意欲と能力を持った高齢者が会員となり、国や市の援助を受けながら、臨時的、短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や、社会参加を希望する高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的としている。

1. 組織の概要等

(1) 名称	公益社団法人 大垣地域シルバー人材センター
(2) 設立年月日	昭和 58 年 9 月 1 日（広域認可 昭和 61 年 9 月 3 日）
(3) 事業内容	①臨時的、短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢退職者等に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供（就業又は収入の保証の事業を除く） ②臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢退職者等のために、職業紹介事業又は、一般労働者派遣事業を行う。 ③高年齢者に対する軽易な仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習会等の実施 ④高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供 ⑤高年齢者の就業に関する調査研究 ⑥高年齢者の就業に関する相談
(4) 会員数	901 人（男 620 人、女 281 人）

2. 令和 2 年度事業実績

受託件数	5,517 件
契約金額	414,950,595 円
配分金	376,136,688 円
就業延人員	84,846 人
就業実人員	769 人
就業率	85.3%